

別海町子ども・子育て支援事業計画

子どもの健やかな育ちを守る
笑顔で支え合う子育ての町



平成 27 年 3 月
別海町

< 目 次 >

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 別海町の子ども・子育てを取り巻く環境	4
1 人口・世帯・人口動態等	4
2 教育・保育施設の状況	9
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	12
4 ニーズ調査の結果概要	17
5 子ども・子育て支援の課題	25
第3章 基本的な考え方	26
1 目的	26
2 基本理念	26
3 基本的な視点	27
4 施策体系	28
第4章 教育・保育提供区域の設定	29
第5章 教育・保育施設の充実	32
1 量の見込み	32
2 提供体制の確保と実施時期	33
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）	35
4 教育・保育施設の質の向上	38
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	38
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	39
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	39
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	45
第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進	46
1 児童虐待防止対策の充実	46
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	47
3 障がい児施策の充実	47
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進	48
第8章 次世代育成支援行動計画の継続について	49
1 目的	49
2 基本理念	49
3 対象	49
4 基本的な視点	50
5 計画の基本目標	50

6 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設	50
7 施策の取り組み状況	50
8 「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について	78
第9章 計画の推進体制	80
1 関係機関等との連携	80
2 役割	81
3 計画の達成状況の点検・評価	82

資 料 編

- 資料1 計画策定の経緯
- 資料2 計画策定組織について
- 資料3 用語解説

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成11年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

本町においても、平成26年度までを計画期間とした「別海町次世代育成支援行動計画」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

しかし、依然として子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、社会全体で支えていくことが必要となっています。

こうした中、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援」新制度が施行されることとなりました。この新制度に基づき、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「別海町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、本町の子どもと子育て家庭を対象として、今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て、親としての成長を支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡充と質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連する「次世代育成支援行動計画」における取り組みである、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		青年前・中期 ※養育支援事業 のみ一部対象	
子ども・子育て支援法（対象年齢）								

■上位計画

第6次別海町総合計画

整合



別海町
子ども・子育て支援事業計画

■根拠法令

子ども・子育て関連3法
◎子ども・子育て支援法
◎認定こども園法
◎関連整備法

整合



■関連計画

次世代育成支援行動計画（後期行動計画）
その他 各種計画、放課後子ども総合プラン など

子ども・子育て支援法に基づく基本指針 第三・六

3 計画期間

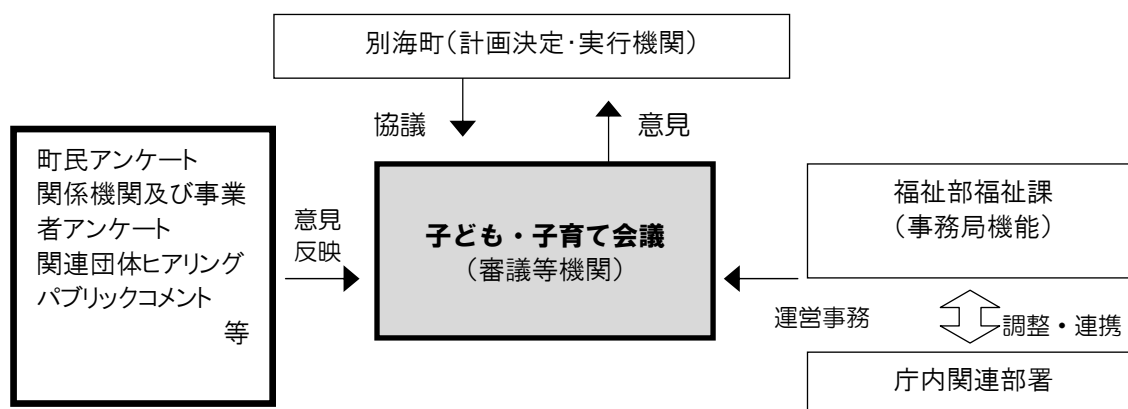
本計画は、法の施行の日から5年を1期として作成し、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に基づき「別海町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について意見をいただきました。



(2) 就学前児童及び小学生アンケートの実施

次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。（以下「就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という。）

- ①就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- ②子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

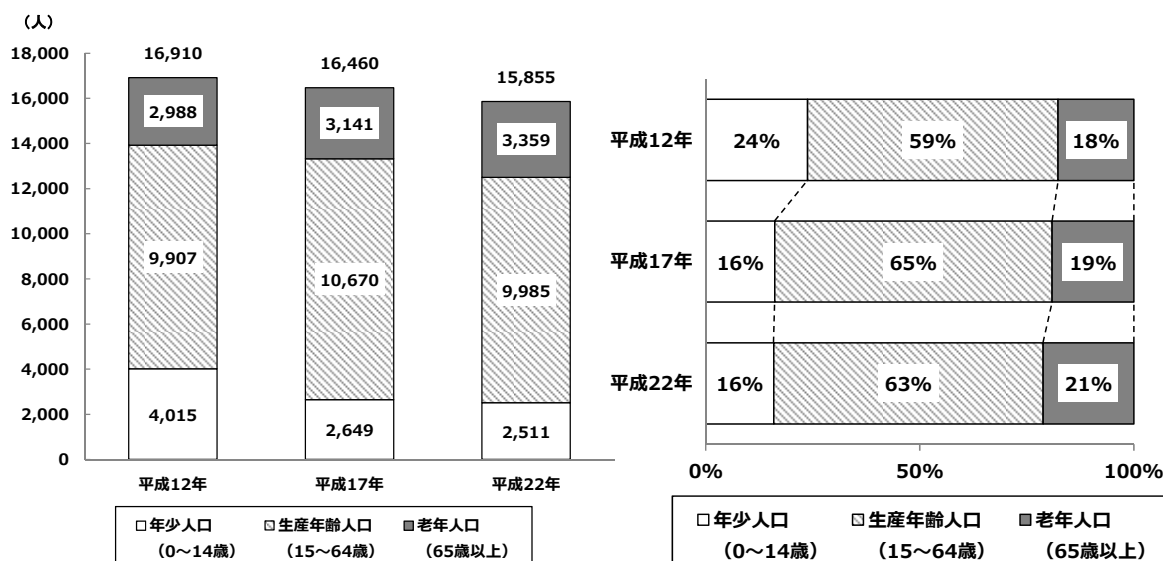
項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	989 票	511 票	51.66%
	小学生	1,011 票	476 票	47.08%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	平成25年10月30日～平成25年11月18日			
調査方法	郵送等による配付・回収			

第2章 別海町の子ども・子育てを取り巻く環

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移(国勢調査より)

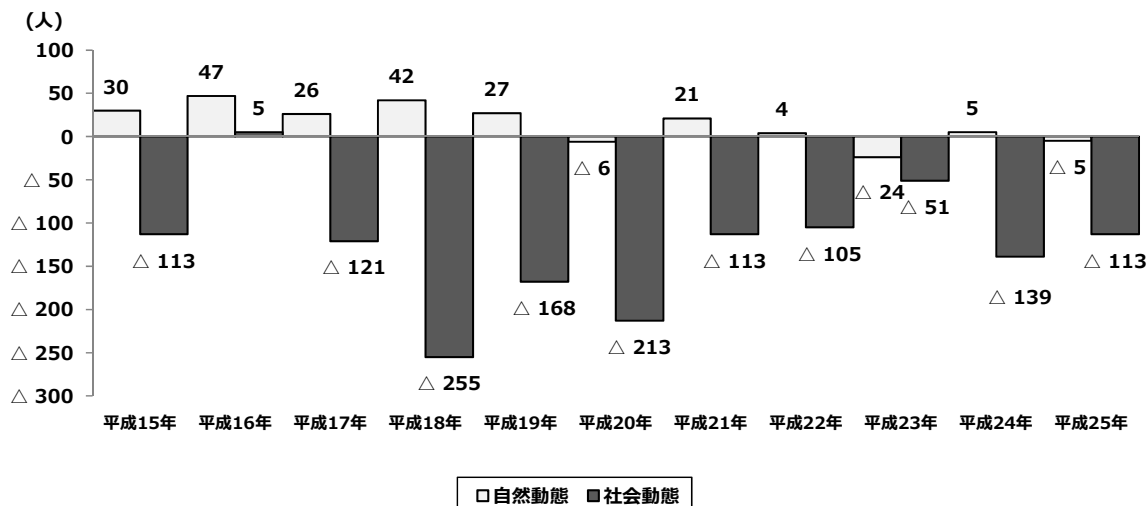
○平成12年以降総人口が減少しており、10年間で約1,050人減少しています。
○年少人口が平成12年から平成22年までの10年間で約1,500人減少し、全体に占める割合は8%減少しています。一方、老年人口は約370人増加し、全体に占める割合は3%増加しており、少子高齢化が進行しています。



(2) 自然動態・社会動態

○自然動態（出生－死亡）はプラスで推移していましたが、平成20年以降は増減を繰り返しています。
○社会動態（転入－転出）は、平成15年以降マイナス傾向であり、人口減少の要因となっています。

■自然動態・社会動態の推移(各年12月31日現在住民基本台帳)

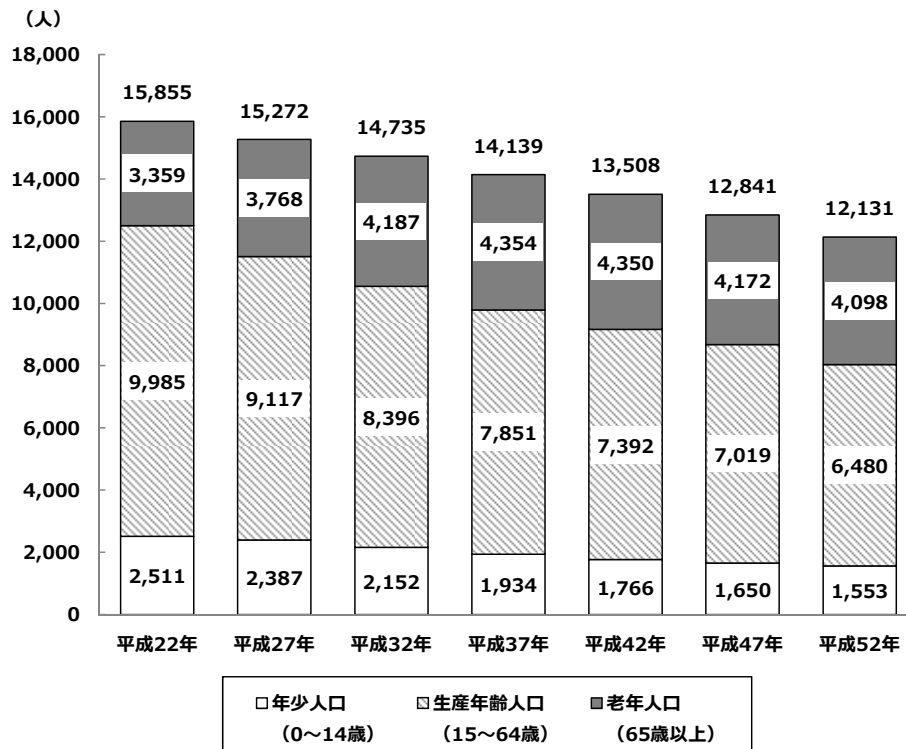


(3) 将来の人口推計

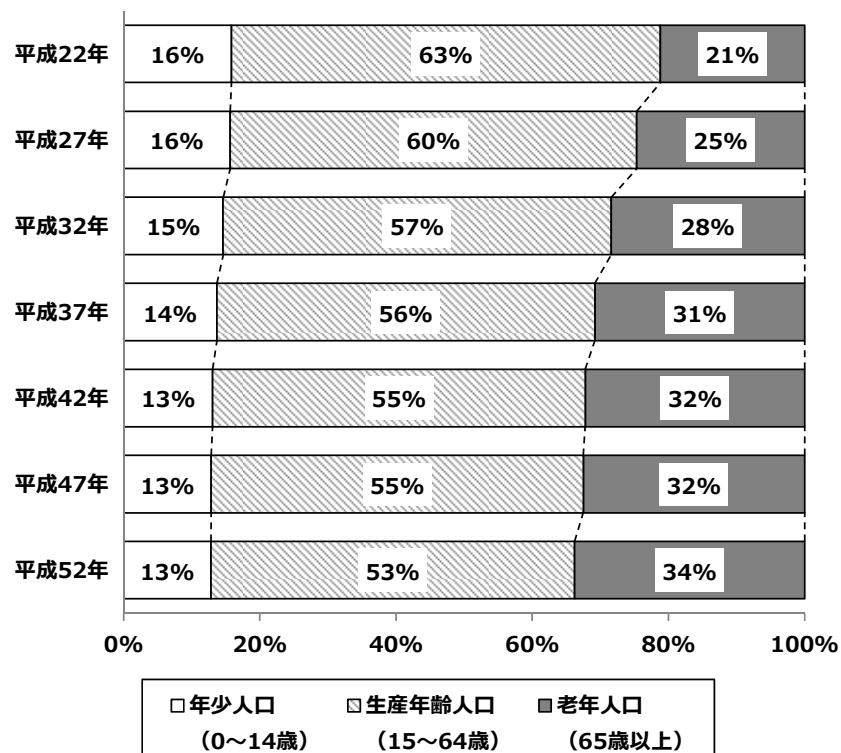
○平成 47 年には、総人口が 13,000 人を下回ると推計されます。

○年少人口も減少が見込まれており、平成 37 年には 2,000 人を下回ると推計されます。

■ 年齢 3 区分別人口の将来推計(国立社会保障・人口問題研究所)



■ 年齢 3 区分別人口割合の将来推計(国立社会保障・人口問題研究所)



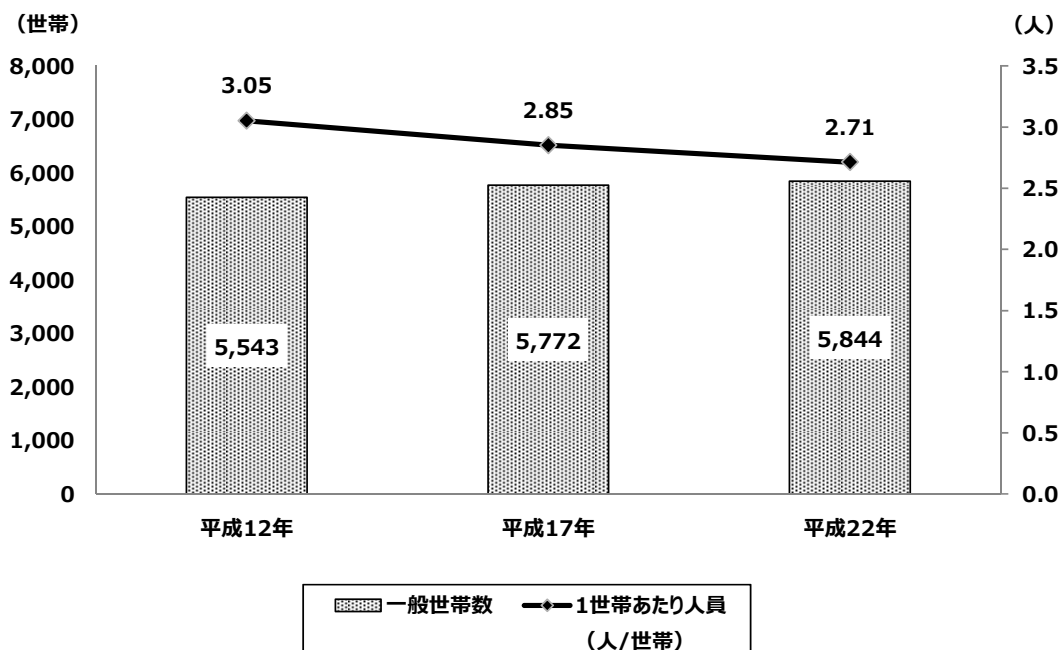
(4) 世帯の状況

○世帯数は、平成12年から10年間で約300世帯増加しています。

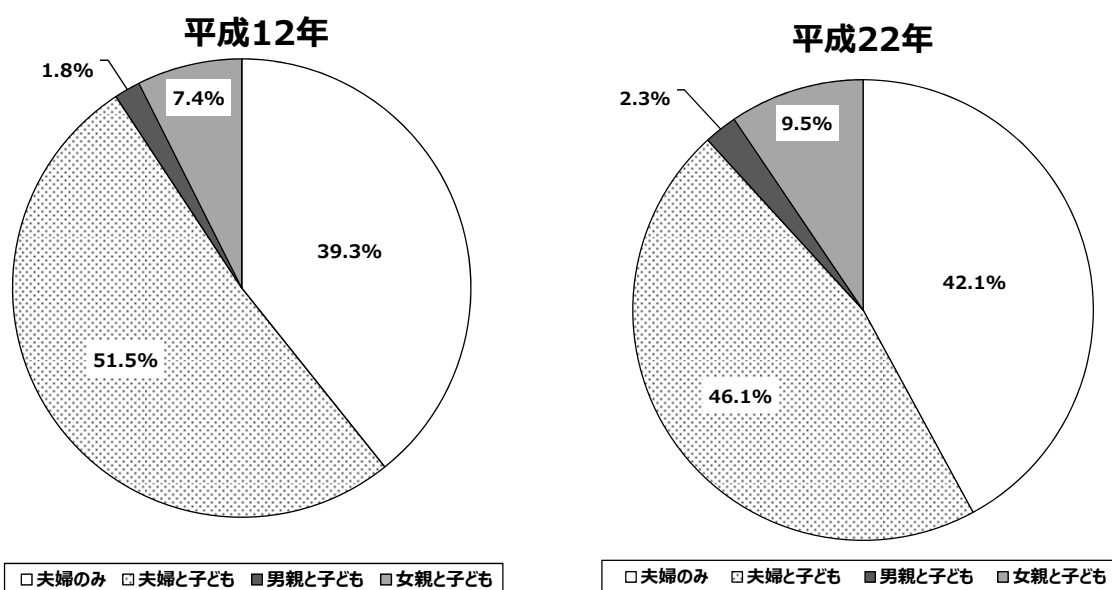
○1世帯あたり人員は、減少しており核家族化が進展しています。

○核家族世帯のうち、平成22年は、「夫婦と子ども」46.1%、「夫婦のみ」42.1%、「女親と子ども」が9.5%、「男親と子ども」2.3%となっています。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移(国勢調査より)



■核家族世帯の構成比(国勢調査より)

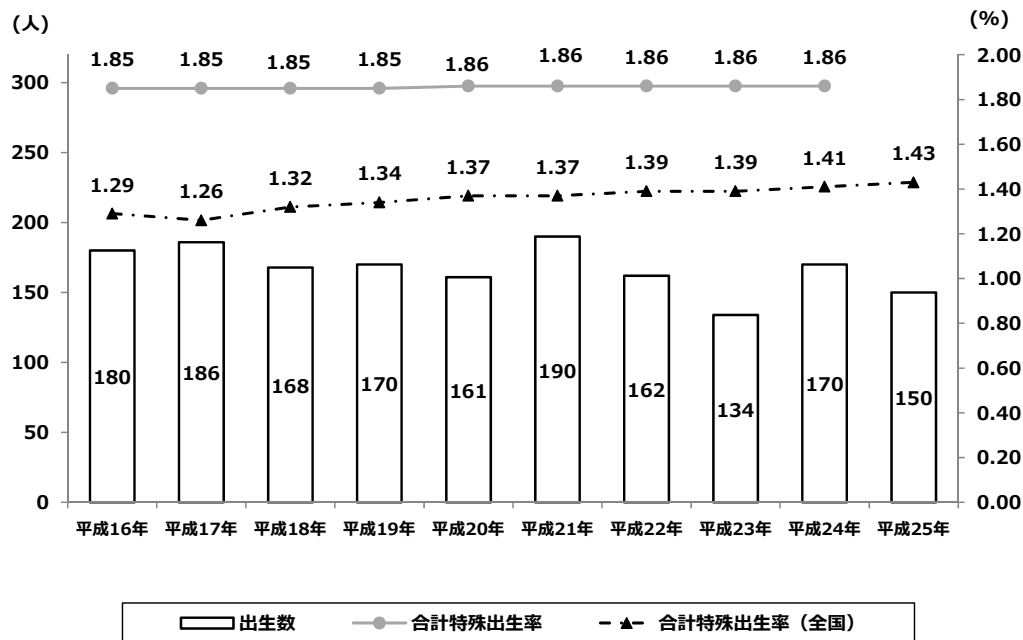


(5) 出生の状況

○出生数は、平成 16 年から平成 21 年まで年ごとに増減がありましたが、概ね横ばいで推移し、平成 21 年以降減少傾向にあったものの、平成 24 年に再び増加しています。

○合計特殊出生率に関しては、全国平均よりも高い数値で、推移しています。

■出生数の推移(各年 12 月 31 日現在住民基本台帳)

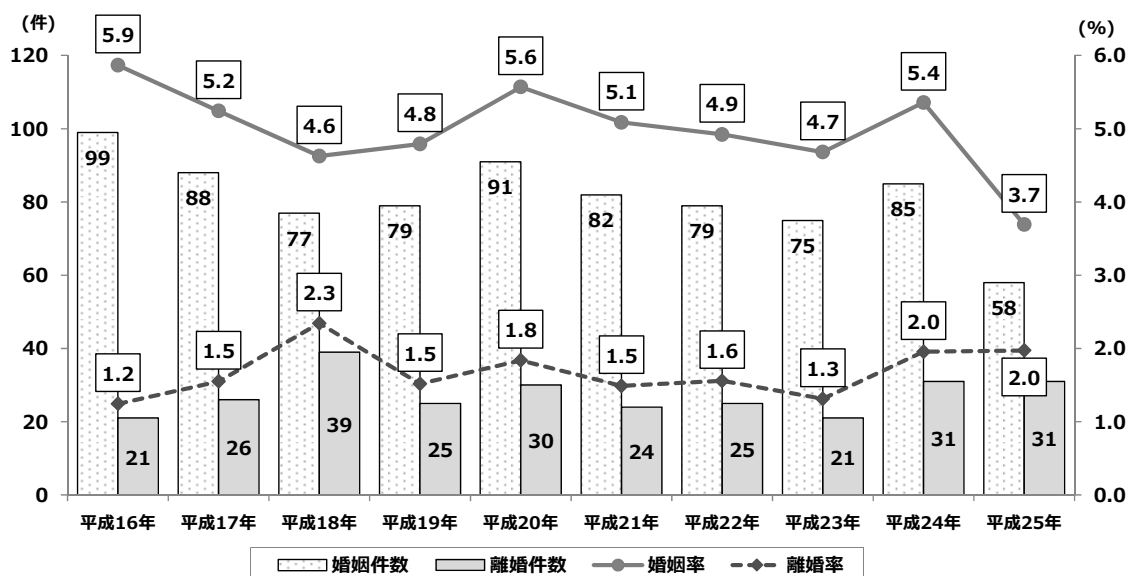


(6) 婚姻・離婚の状況

○婚姻件数、婚姻率は、年ごとに増減はありますが、平成 21 年から平成 24 年までは年間 80 件前後で推移しています。平成 25 年には 58 件に減少しています。

○離婚件数、離婚率は、年ごとに 20 件から 40 件の間で増減しています。

■婚姻件数及び婚姻率、離婚数及び離婚率の推移(各年 12 月 31 日現在住民基本台帳)

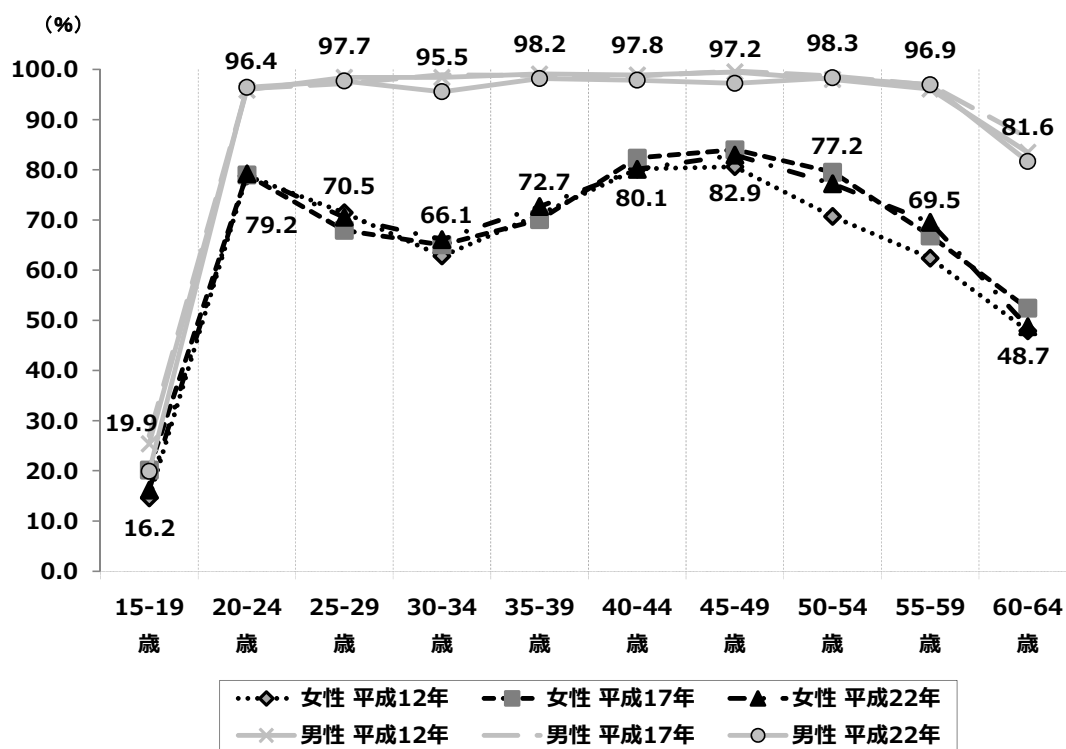


(7) 就労の状況

○男性は台形型を描くのに対し、女性はいわゆる「M字カーブ」を描いています。本町では、緩やかな「M字カーブ」を描いており、出産・育児期の落ち込みは比較的低いと言えます。

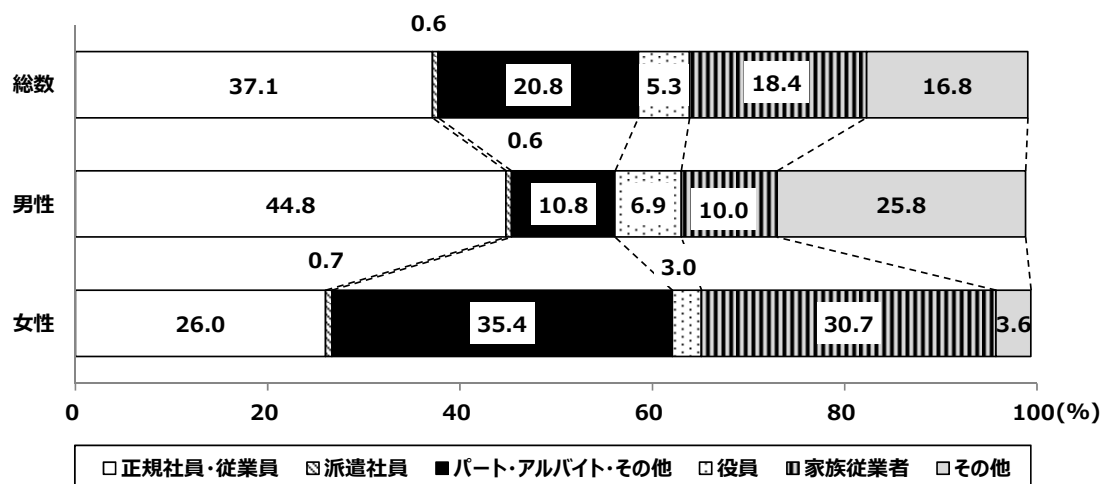
○「M字カーブ」とは、20歳代前半でピークに達し、その後、25～34歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した35歳以降で再上昇する傾向を指します。

■年齢別労働力率(M字カーブ)の推移(国勢調査より)



○男性は「正規社員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」、「家族従業者」の割合が高くなっています。

■従業上の地位別従業者数の割合(平成22年国勢調査より)



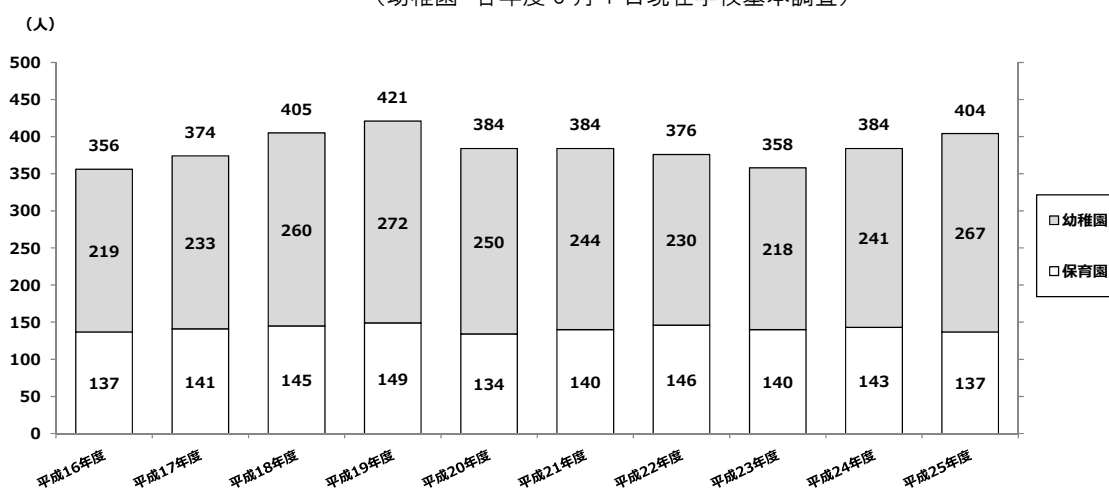
2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

○保育園利用児童数は、概ね横ばい傾向にあります。幼稚園利用児童数は、平成 16 年度から平成 19 年度にかけて増加傾向にありましたが、平成 20 年度から減少し、平成 24 年度から再び増加に転じています。

○全体では、平成 16 年度から平成 19 年度にかけて増加傾向を示し、平成 20 年度から平成 23 年度まで減少傾向にありましたが、平成 24 年度には再び増加に転じています。

■ 保育園、幼稚園の利用児童数の推移(保育園 各年度 3 月 31 日現在社会福祉統計)
(幼稚園 各年度 5 月 1 日現在学校基本調査)

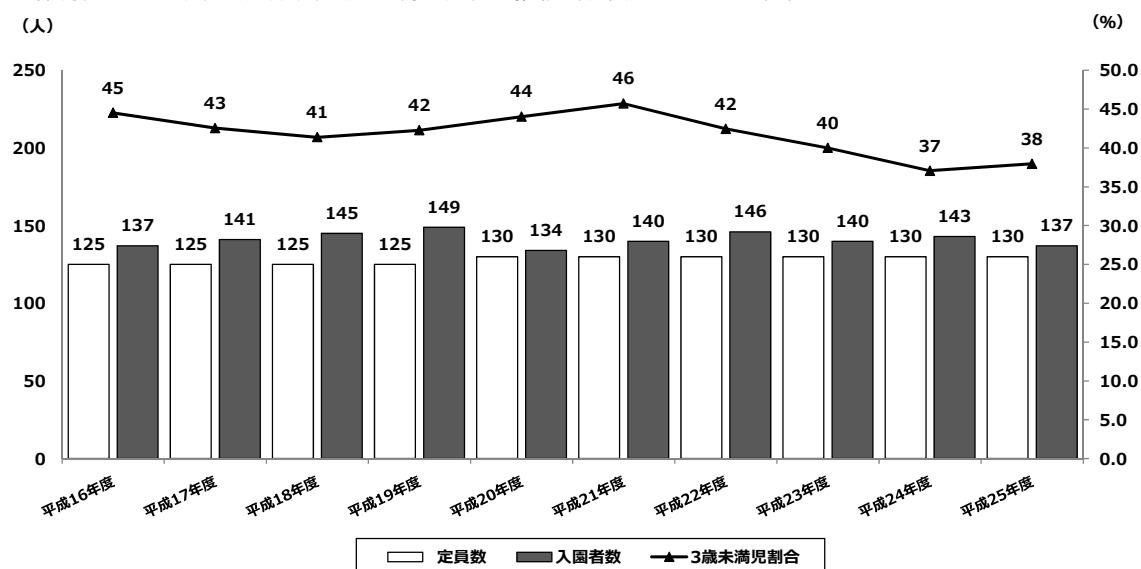


(2) 保育園の利用状況

○入園者数は、平成 16 年度以降増減はありますが概ね 140 人前後と、横ばいで推移しています。しかし、3 歳未満児の利用割合は、平成 21 年度以降減少傾向にあります。

○定員数は、平成 16 年度の 125 名から、平成 20 年度には 130 名に増員しています。しかし、入園者数は平成 16 年度以降定員を上回る状況が続いています。

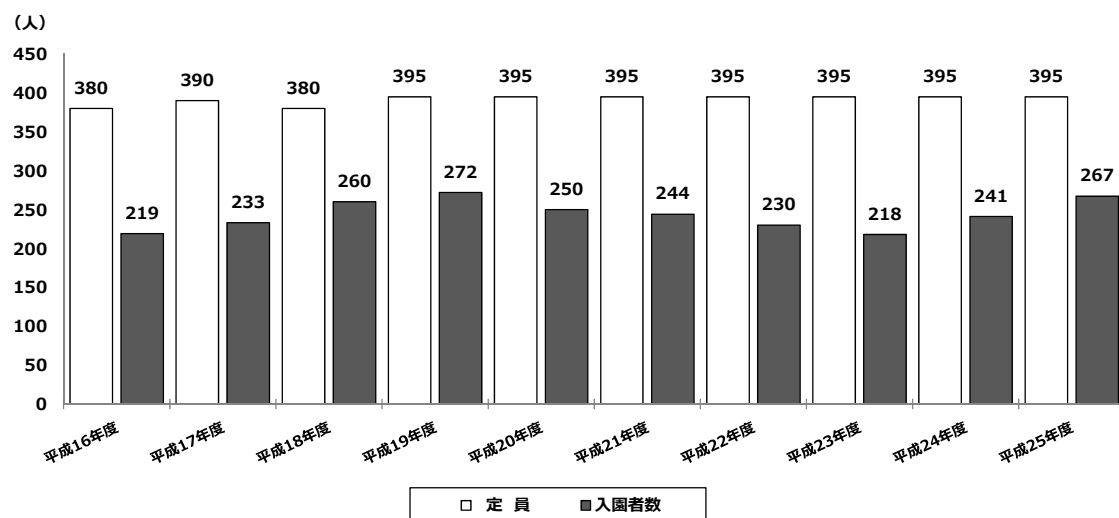
■ 保育園の定員数、入所者数、3 歳未満児割合の推移(各年度 3 月 31 日現在)



(3) 幼稚園の利用状況

○入園者数は、平成 16 年度以降増加し、平成 19 年度には平成 16 年度よりも約 50 人増加しましたが、その後は、減少傾向で推移し、平成 24 年度から再び増加に転じました。
○定員数は、平成 19 年度以降 395 人で変更はありませんが、利用者数は、平成 25 年度で 267 人と定員の約 7 割の利用にとどまっています。

■ 幼稚園の定員数、利用者数の推移(各年度 5 月 1 日現在学校基本調査)



(4) 認可外施設の利用状況

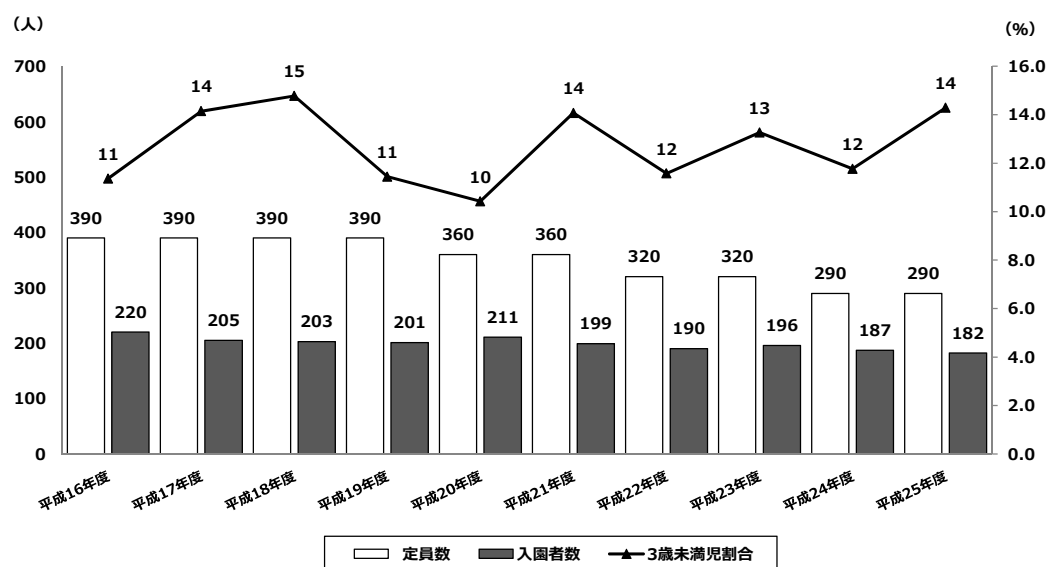
認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事が認可している認可保育所以外のものをいいます。

①へき地保育園

○入園者数は、平成 16 年度から年度により増減していますが、この 10 年間では減少傾向にあります。

○定員数は、平成 16 年度の 390 名から、一部施設の閉園により平成 24 年度には、290 名に減員となっています。平成 25 年度利用者数は 182 人と約 6 割の利用にとどまっています。

■へき地保育園の定員数、入所者数、3 歳未満児割合の推移(各年度 3 月 31 日現在社会福祉統計)



②事業所内保育

病院内保育所利用状況

各年度 4 月 1 日現在・利用者数 (人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員数	14	14	14	14	14
0 歳	0	0	0	0	1
1 歳	5	4	3	6	1
2 歳	5	3	6	3	5
3 歳	2	3	2	3	1
4 歳	1	1	2	4	2
5 歳	3	1	0	3	4
計	16	12	13	19	14

③その他の施設による保育

子ども一時預かり所「プーハウス」

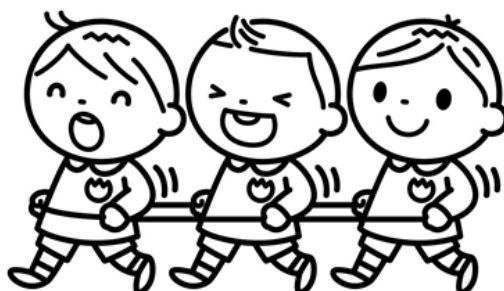
年間延べ利用者数（人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	499	681	476	835	1,313

野イエ

年間延べ利用者数（人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	—	—	—	80	198



3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11 時間）を超えて、延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行う（休日保育）するサービスです。

【延長保育の実施状況】

■実績

本町では、実施実績はありません。

【休日保育の実施状況】

■実績

本町では、実施実績はありません。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

従来の児童館等と小学校内施設を活用し、留守家庭児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供するサービスです。

■実績

本町では、2か所の児童館で事業を実施しています。

（各年度3月31日現在）

6 歳～8 歳 (小1～小3)		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
中央児童館	対象児童数	217 人	200 人	185 人
	クラブ員年間登録者数	86 人	88 人	82 人
クラブ員登録数比率		39.6%	44.0%	44.3%
西児童館	対象児童数	104 人	95 人	100 人
	クラブ員年間登録者数	38 人	31 人	38 人
クラブ員登録数比率		36.5%	32.6%	38.0%

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一時的に（原則として７日以内）預かるサービスです。

■実績

本町では、実施可能な施設がありません。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設等において子どもを一時的に預かるサービスです。

■実績

本町では、実施可能な施設がありません。

（４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳幼児がいる家庭を助産師、保健師、行政担当者、児童委員や子育て経験者等が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行うサービスです。

■実績

本町では、実施実績はありませんが、類似の事業として新生児訪問事業を実施しています。

（５）養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行うサービスです。

■実績

本町では、実施実績はありませんが、新生児訪問事業・妊婦健診事業等において可能な支援を行っています。または、養育支援が必要な児童及び家庭について別海町要保護児童対策地域協議会を開催し関連機関と連携を取り、問題の軽減に取り組んでいます。

(6) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行うサービスです。

■実績

本町では、「地域子育て支援センター はみんぐ」に拠点を置いて事業を実施しているほか、月1回、西春別・尾岱沼において「子ども広場」を開設しています。

(各年度3月31現在)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者数(0～2 歳児)	518 人	482 人	446 人
月延べ利用者数	43 人	40 人	37 人
利用率	8.3%	8.3%	8.3%
1 日の平均利用者数	2 人	2 人	2 人

(7) 一時預かり事業（幼稚園における在園児対象型）

通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行うサービスです。

■実績

本町では、現在、公立幼稚園2園、私立幼稚園2園において実施しています。

(1 日当たり平均利用者数)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
私立幼稚園児数		118 人	132 人	142 人
利用者(登録)数	くるみ幼稚園	7 人	12 人	18 人
	愛光幼稚園	6 人	11 人	16 人
実績合計		13 人	23 人	34 人
利用者(登録)数比率		11%	17.4%	23.9%
町立幼稚園児数		100 人	109 人	125 人
利用者(登録)数	中西別幼稚園	20 人	23 人	25 人
	野付幼稚園	18 人	17 人	17 人
	上西春別幼稚園	-	-	-
実績合計		38 人	40 人	42 人
利用者(登録)数比率		38.0%	36.7%	33.6%

(私立幼稚園は有料、町立幼稚園は無料となっています。)

■実績（在園児以外の不定期な利用）

本町では、実施実績はありません。

(8) 病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士等が一時的に預かるサービスです。

■実績

本町では、実施実績はありません。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が会員登録し、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行うサービスです。

■実績

本町では、実施実績はありません。

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するためのサービスです。

■実績

本町では、基本健診 14 回を公費負担しています。

（各年度 3 月 31 日現在）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年間延べ健診回数	2,317 回	2,493 回	2,225 回



4 ニーズ調査の結果概要

○調査対象：別海町在住の就学前児童 989 人、小学生児童 1,011 人の保護者

○調査期間：平成 25 年 10 月 30 日～平成 25 年 11 月 18 日

○調査方法：郵送配付・回収

○配布・回収：郵送等による配布・回収

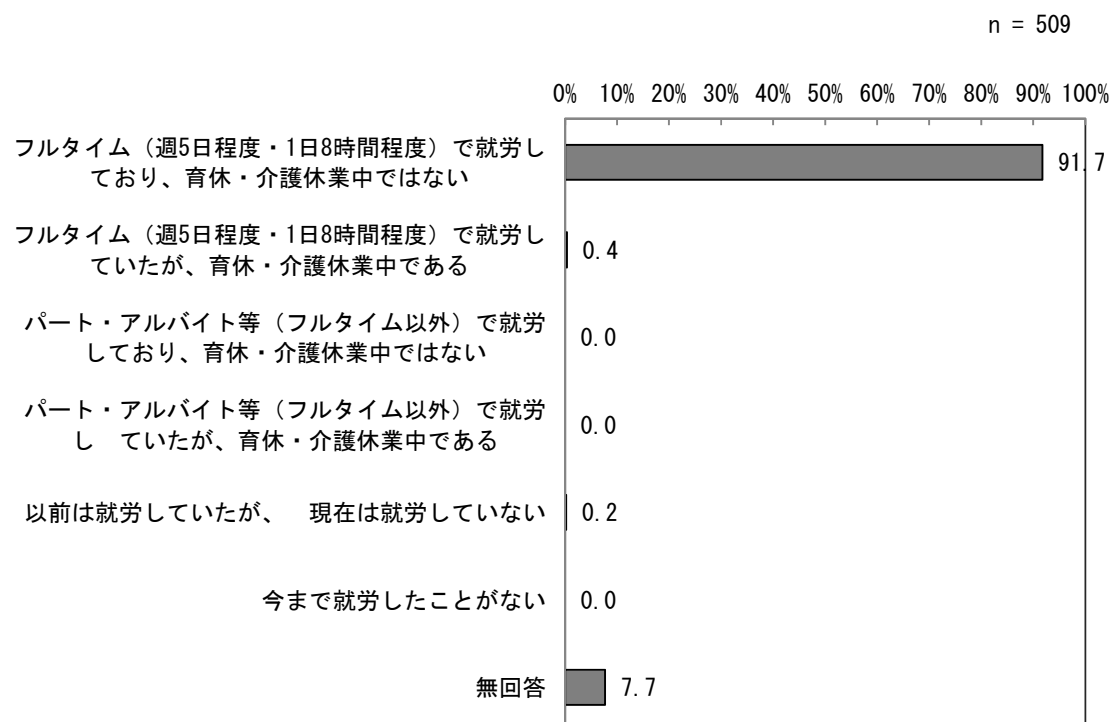
配布数	回収数	回収率
989 票	511 票	51.66%

(1) 保護者の就労状況

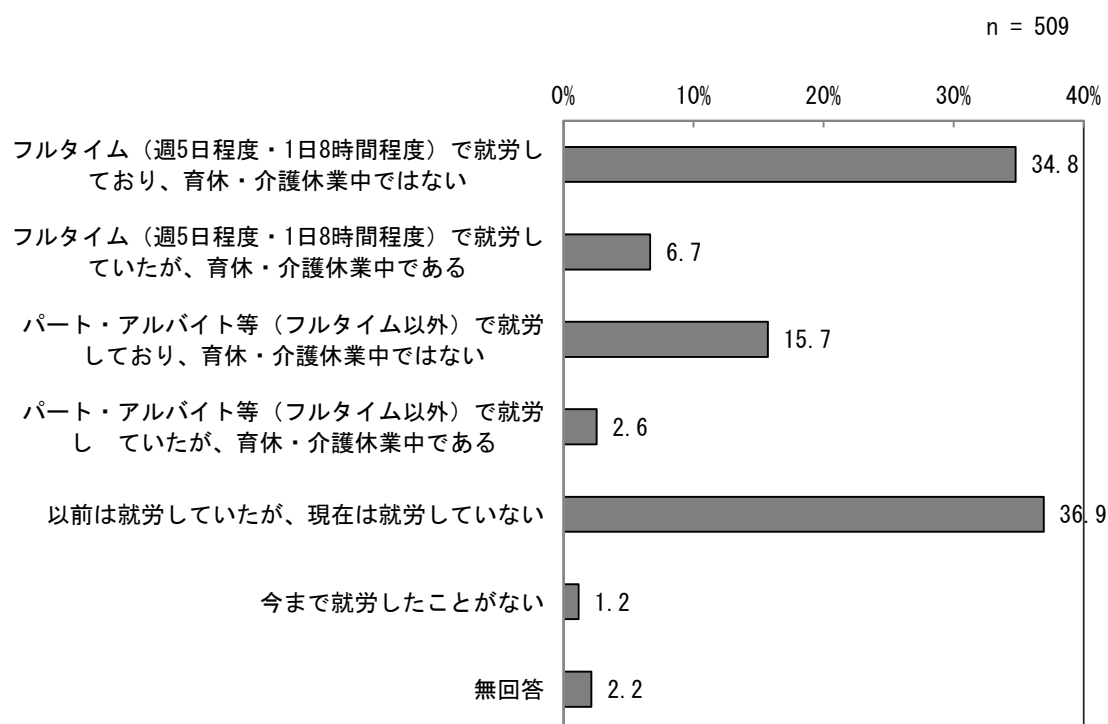
父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が 91.7%と多数を占めています。

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 36.9%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が 34.8%、「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が 15.7%となっています。

○父親の就労状況

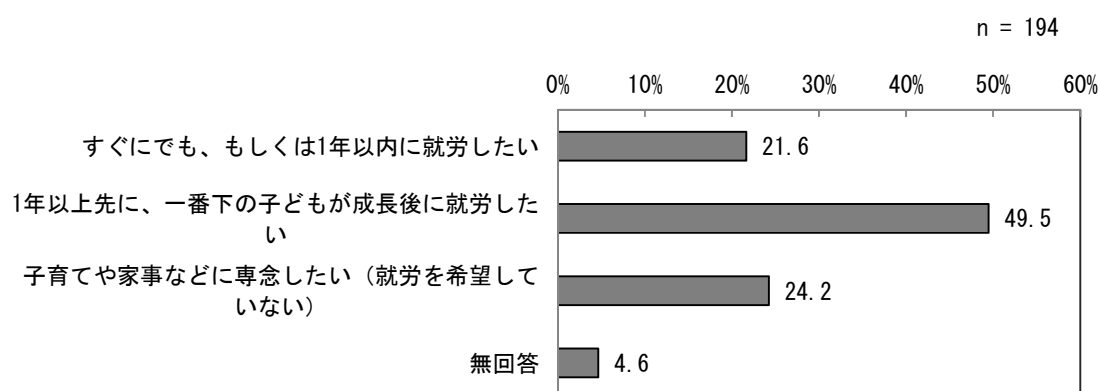


○母親の就労状況



○現在就労していない母親の今後の就労意向

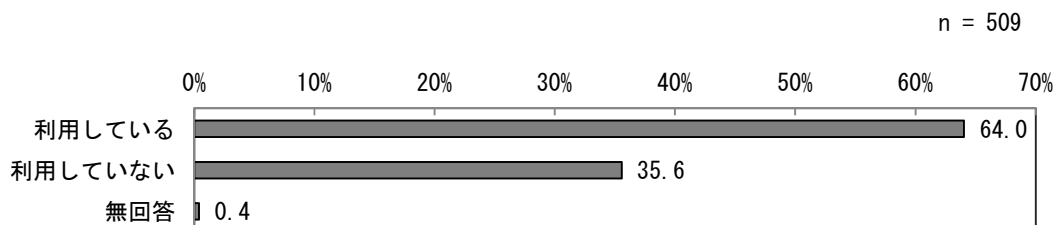
現在就労していない母親の今後の就労希望は、「1年以上先に、一番下の子どもが成長後に就労したい」が49.5%で最も多く、「子育てや家事などに専念したい」が24.2%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が21.6%となっています。



(2) 教育・保育事業の利用について

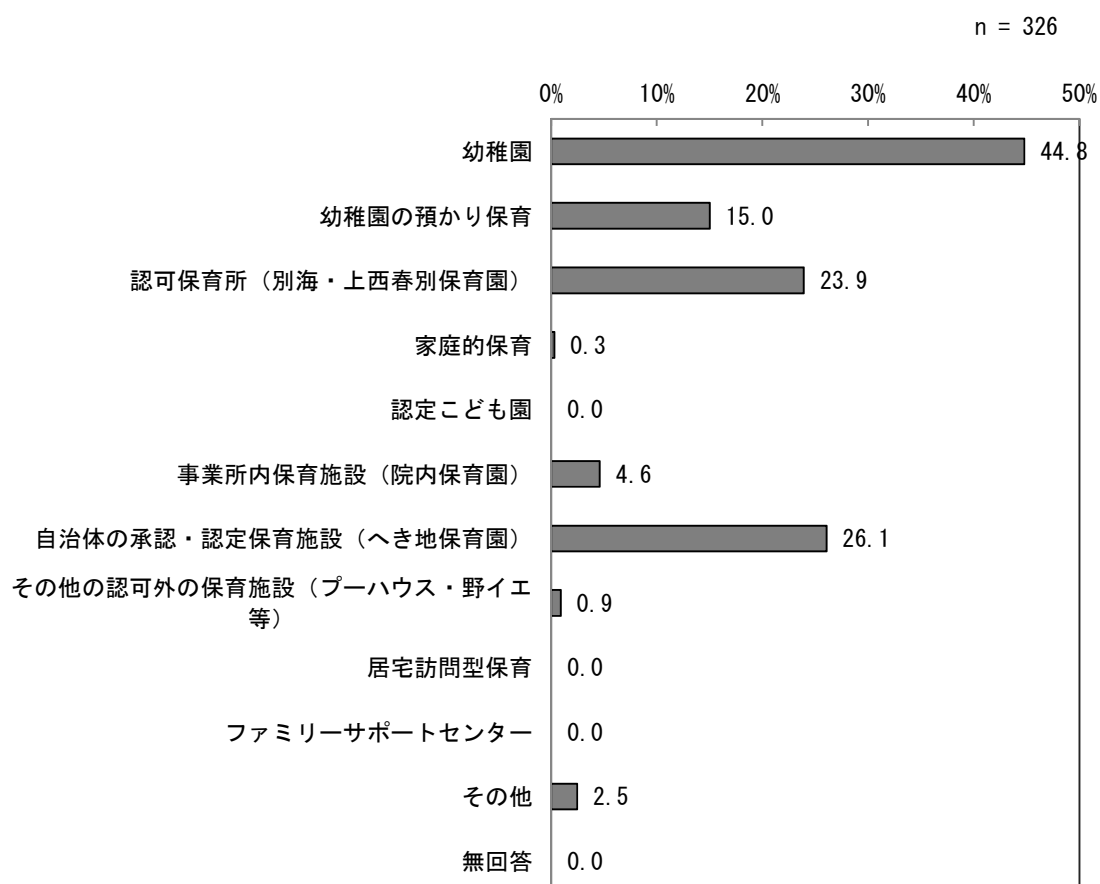
○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育園など）の利用状況

「利用している」が64.0%、「利用していない」が35.6%となっています。



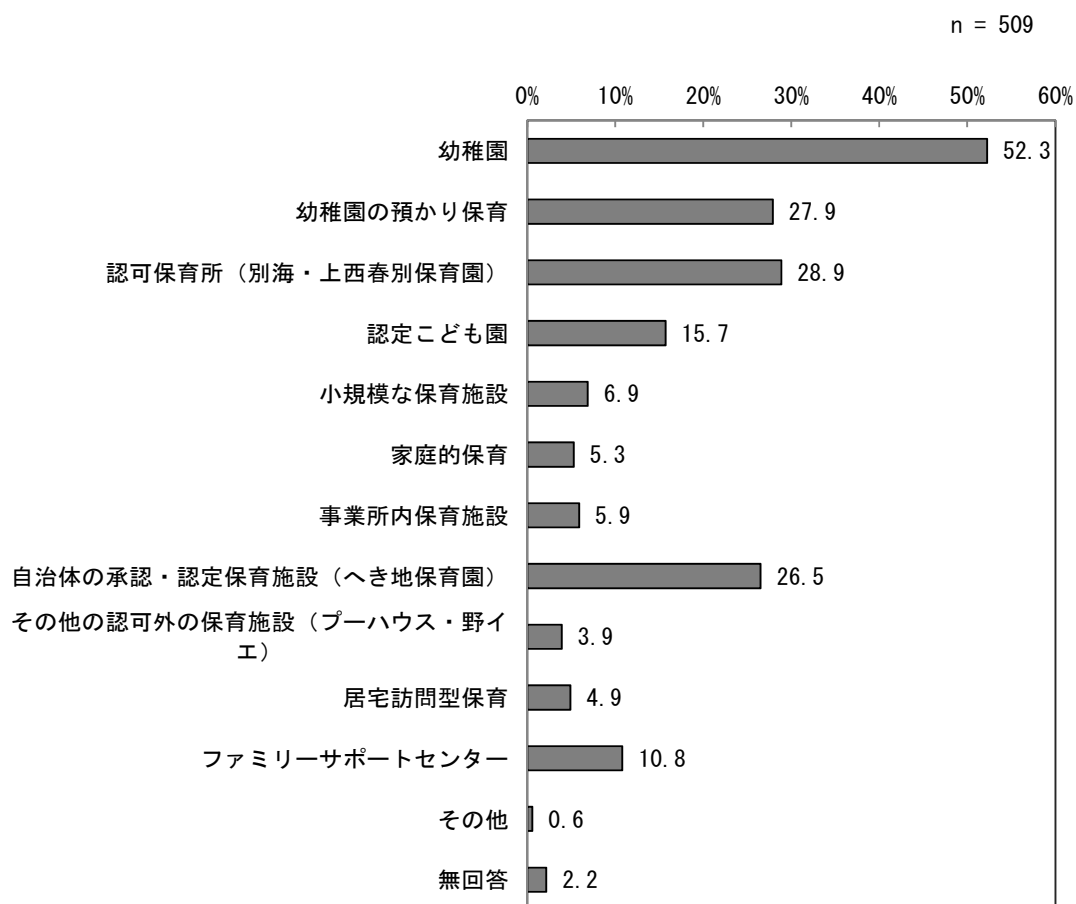
○利用している教育・保育事業

「幼稚園」が44.8%で最も多く、次いで「へき地保育園」が26.1%、「認可保育所」が23.9%となっています。



○今後、利用したい教育・保育事業

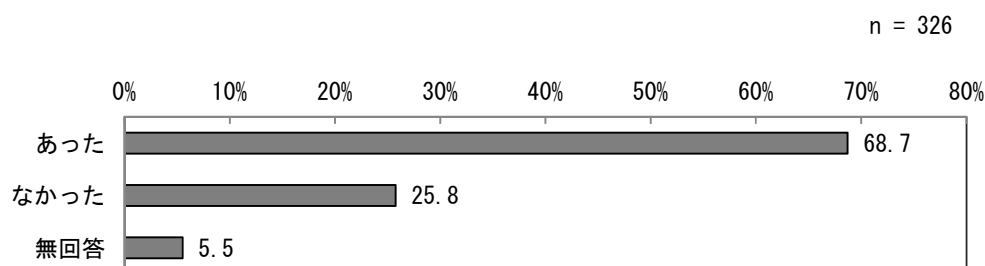
定期的にご利用したい事業は、「幼稚園」が 52.3%で最も多く、次いで「認可保育所」が 28.9%、「幼稚園の預かり保育」が 27.9%、「へき地保育園」が 26.5%、「認定こども園」が 15.7%などとなっています。



（３）子どもが病気やケガのときの対応について

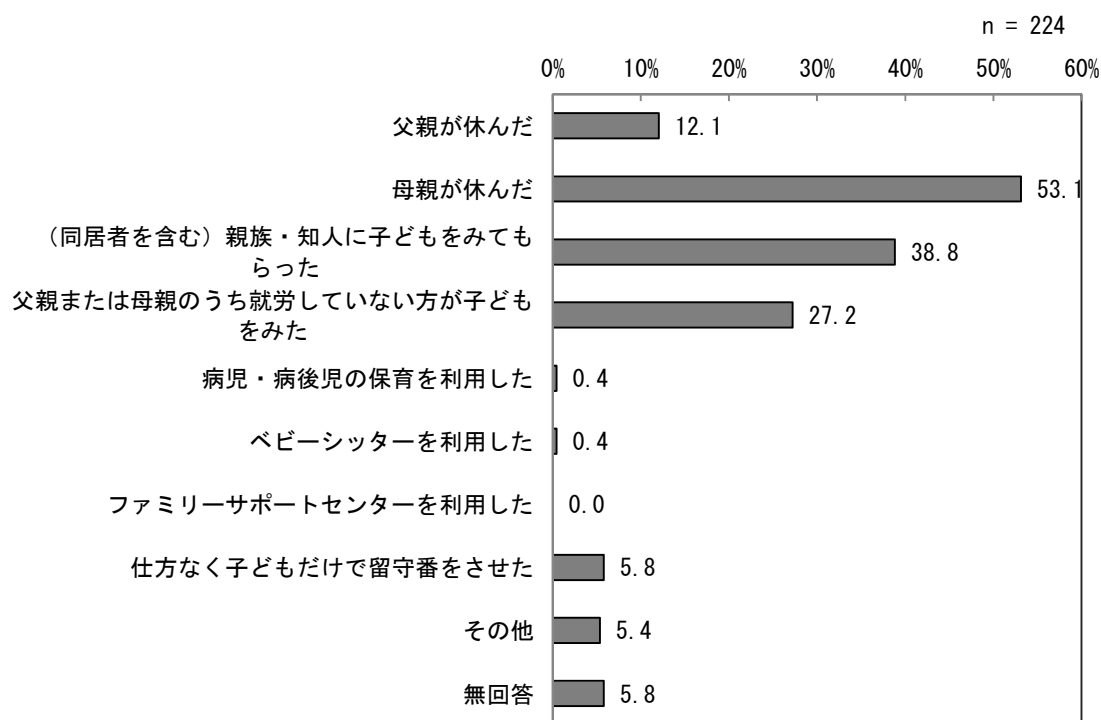
○子どもが病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった経験

「あった」が 68.7%と約７割を占め、「なかった」は 25.8%となっています。



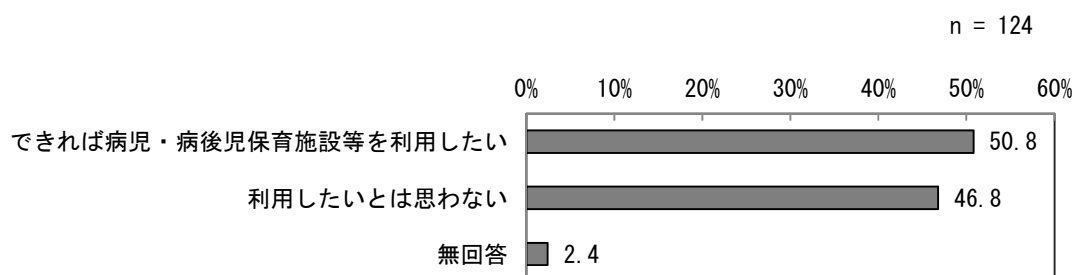
○そのときの対応方法

「母親が休んだ」が53.1%で最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が38.8%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が27.2%となっています。



○病児・病後児保育の利用意向

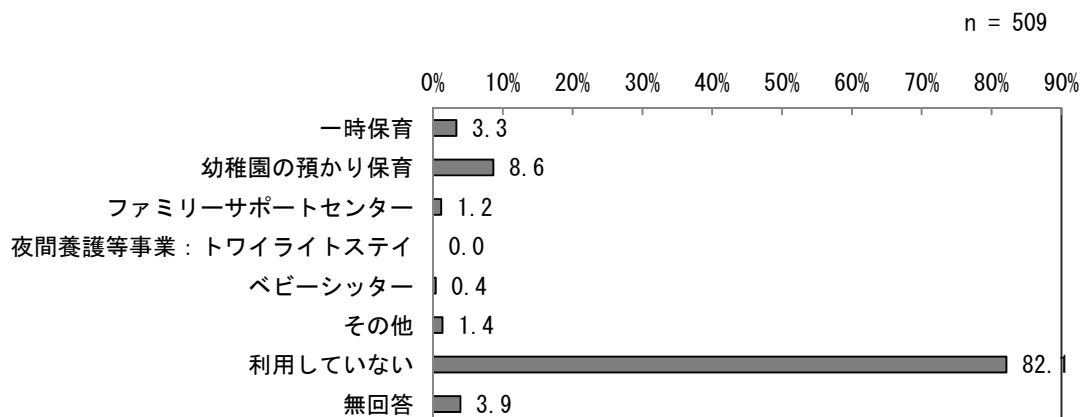
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が50.8%、「利用したいとは思わない」が46.8%となっています。



(4) 不定期の教育・保育事業の利用について

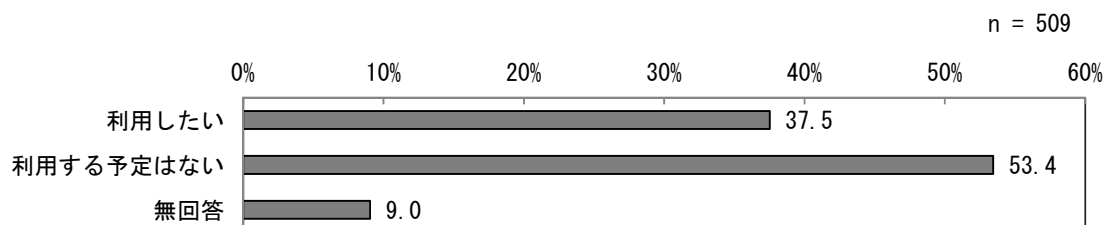
○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業

「利用していない」が82.1%で多数を占めます。

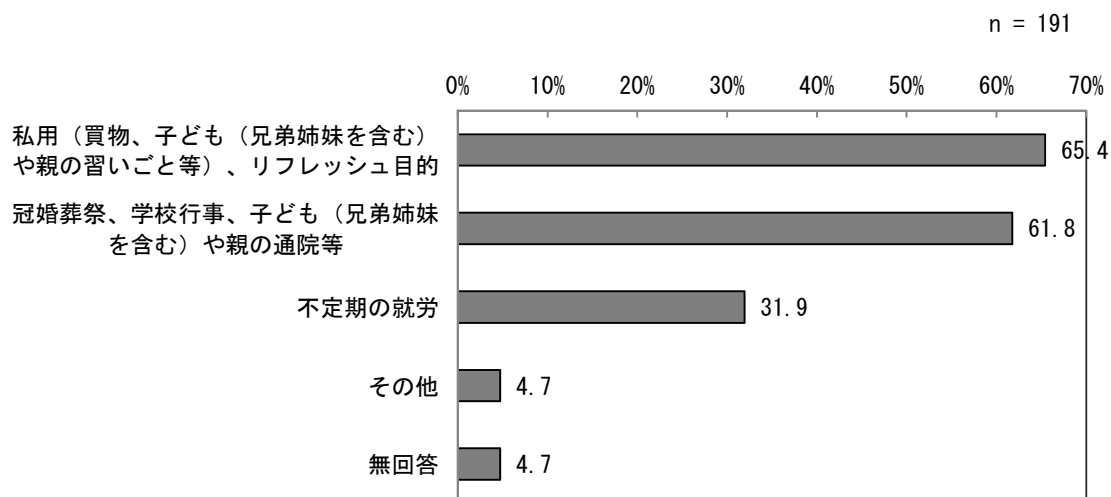


○今後の不定期的な事業の利用意向

「利用する予定はない」が53.4%、「利用したい」が37.5%となっています。
利用する理由としては、「私用、リフレッシュ目的」が65.4%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が61.8%、「不定期の就労」が31.9%となっています。



○事業を利用したい理由

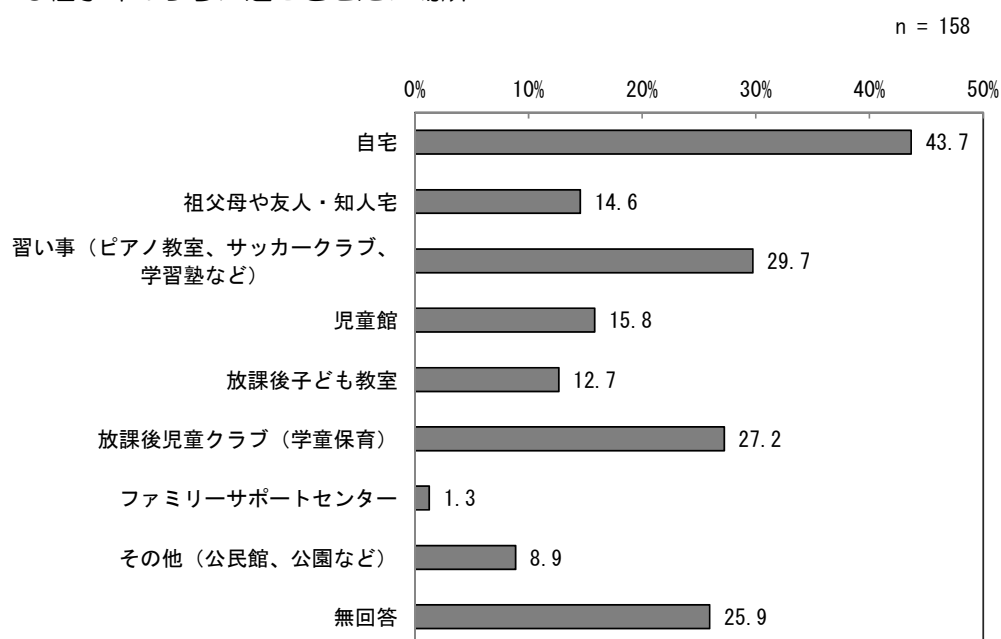


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

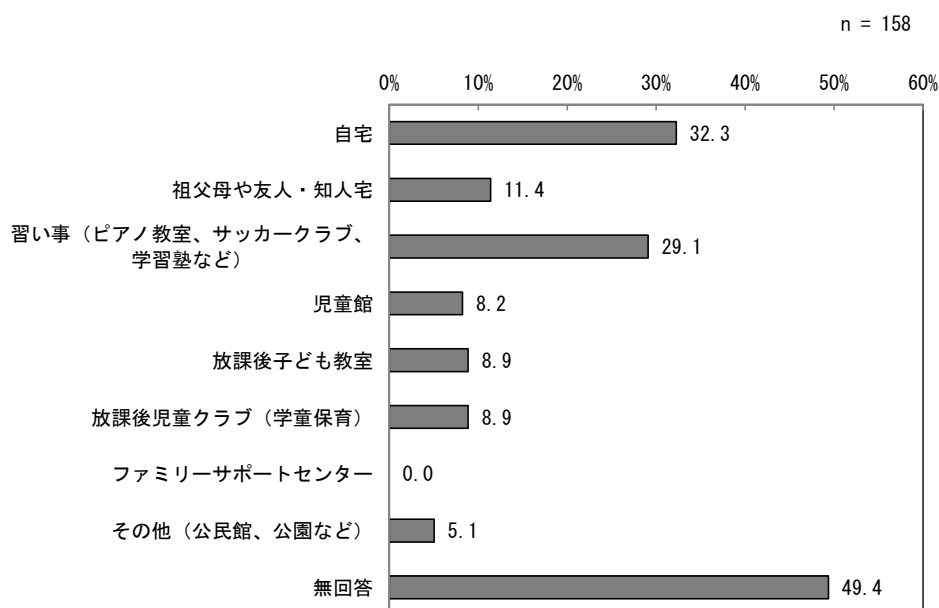
低学年では、「自宅」が43.7%で最も多く、次いで「習い事」が29.7%、「放課後児童クラブ」が27.2%、「児童館」が15.8%、「祖父母や友人・知人宅」が14.6%、「放課後子ども教室」が12.7%、「その他」が8.9%、「ファミリー・サポート・センター」が1.3%となっています。

高学年では、「自宅」が32.3%で最も多く、次いで「習い事」が29.1%、「祖父母や友人・知人宅」が11.4%、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」がそれぞれ8.9%、「児童館」が8.2%、「その他」が5.1%となっています。

○低学年のうちに過ごさせたい場所



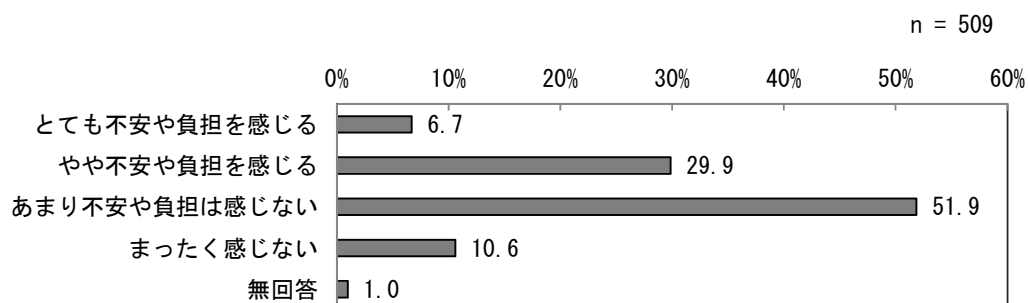
○高学年になったら過ごさせたい場所



(6) 子育ての実態について

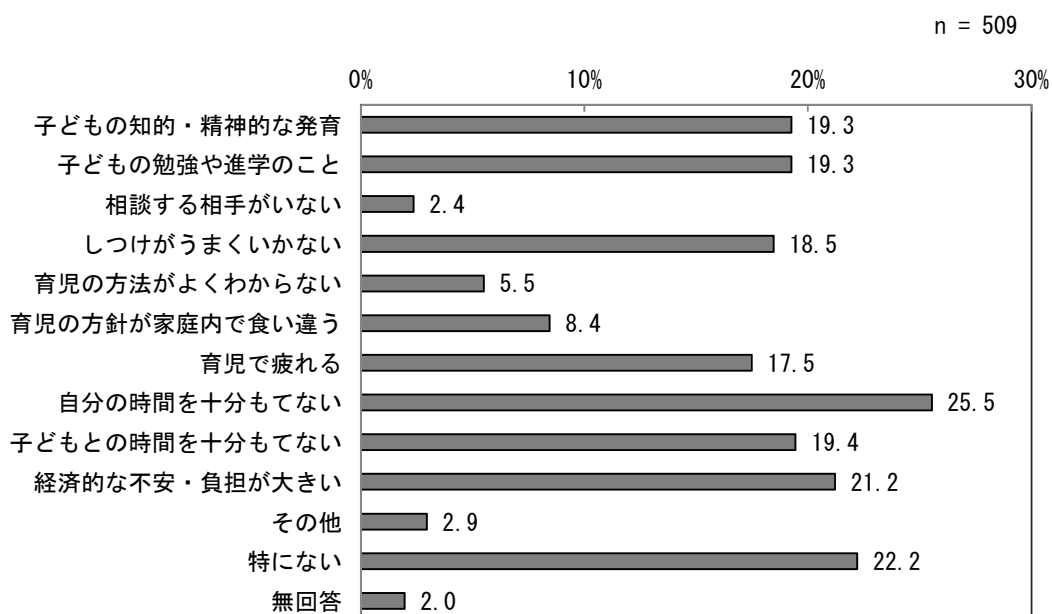
○子育てについての不安や負担

「あまり不安や負担は感じない」が51.9%で最も多く、次いで「やや不安や負担を感じる」が29.9%、「まったく感じない」が10.6%、「とても不安や負担を感じる」が6.7%となっています。



○子育てについての悩み

「自分の時間を十分もてない」が25.5%で最も多く、次いで「特にない」が22.2%、「経済的な不安・負担が大きい」が21.2%、「子どもとの時間を十分もてない」が19.4%となっています。



5 子ども・子育て支援の課題

（１）地域のニーズに応じた多様な子育て支援

- 身近な地域で、希望する子育て支援サービスを利用しやすくする提供体制の拡充が求められています。
- 適正なサービス提供区域の設定が必要です。
- ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と質的改善が求められています。
- 社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化による、教育・保育のニーズに併せたサービスの充実が求められています。
- 地域特性に応じた保育時間の設定が必要です。
- ニーズの高い放課後児童クラブの拡充が求められています。
- 一時預かりの柔軟な受け入れ態勢の整備が求められています。
- 子育ての負担や不安を持つ家庭への適切な支援の充実が望まれています。
- 子育て利用者への育児情報提供と相談体制の拡大が望まれています。

（２）家庭・地域の子育て支援

- 特別な支援が必要な一人ひとりの子どもの状況に応じた支援の充実が望まれています。
- 地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていく体制づくりが求められています。

（３）幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- より質の高い教育・保育を一体的に提供できる認定こども園の推進が求められています。



第3章 基本的な考え方

1 目的

別海町の子ども・子育て支援事業は、
一人ひとりの子どもの健やかな育ちを守り、子育てをする家庭を地域全体で支える、笑顔あふれる町づくりを目的とします。

(1) 子どもの健やかな育ち

障がいや疾病、虐待、貧困など、社会的支援の必要性が高い子どもやその家族も含め、
全ての子どもを心身共に健やかに育むために、子どもと子育て家庭を支援します。

(2) 笑顔

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手を育成する基礎となります。子どもを育てる、子育てを支援することを通じて、笑顔あふれる、豊かさを実感する町づくりを推進します。

(3) 支えあう子育ての町

「次世代育成支援行動計画」において、「子どもと家庭と地域 笑顔で支えあう子育ての町」を理念として、子育て支援に取り組んできました。更なる充実を目指し、地域全体で安心して子育てができる環境づくりを推進します。



2 基本理念

本町の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

子どもの健やかな育ちを守る 笑顔で支え合う子育ての町

1. 家庭や地域と協力・連携し、子どもが安心して育まれ、子育てしやすい環境づくりを進めます。
2. 子どもの幸せと健康を基本に、社会の一員として自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きる子どもの育成を目指します。
3. 人と人とのふれあいを大切に、地域全員で子育て支援と子どもの健やかな育ちの実現に取り組みます。

これまでの別海町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）においては、「子ども」「親・家庭」「地域」が主体的に行動するとともに、お互いに助け合いながら、ともに育ちあうことを基本的な視点として取り組んできました。

こうした視点は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。

このことから、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、子育てを地域全体で見守り、支えていく環境づくりを、より一層進めることで、本町独自の理念を、これからも変えることのない大切な理念として継承するものとします。

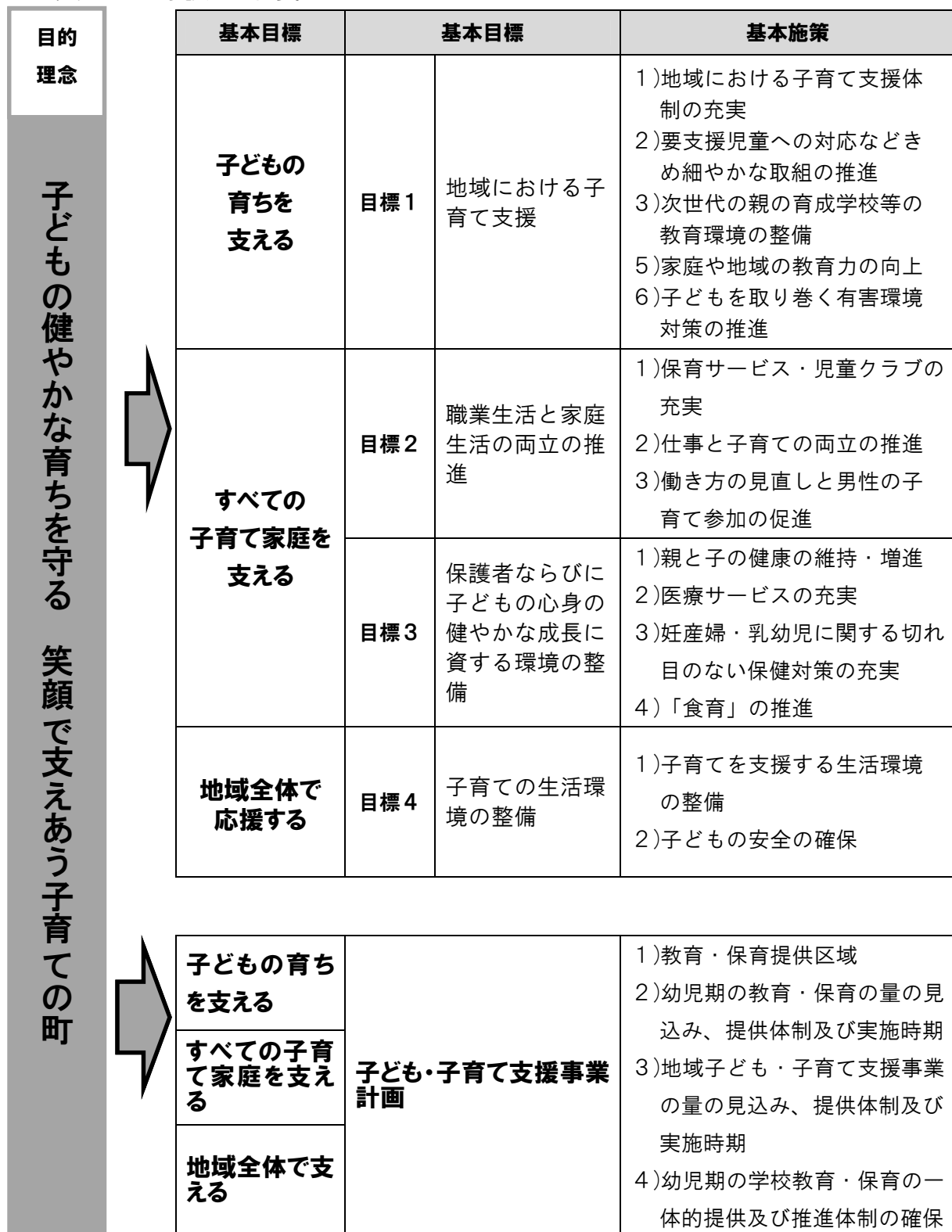
3 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

- 子どもの育ちを支える
- すべての子育て家庭を支える
- 地域全体で応援する

4 施策体系

別海町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）を踏まえて、子ども・子育て支援の施策について、次のとおり設定します。



第4章 教育・保育提供区域の設定

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、自治体にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

区域の設定に当たっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、及び幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案することとされています。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす教育・保育施設の設置認可申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。不測の設置認可による、既存施設との不調和、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするよう考慮しなければなりません。

本町では、教育・保育提供区域は、町内全域として設定しますが、今後もより細かな地区毎のニーズ把握に努め、必要に応じて、提供区域の細分化も視野に計画の整備を図ります。

（１）特定教育・保育等の提供区域

町全域を１区域として設定します。

事業区分	区域設定	考え方
１号認定（３～５歳）	町内全域	教育・保育の区域設定については別海町全域とする。
２号認定（３～５歳）		
３号認定（０歳）		
３号認定（１～２歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

町全域を1区域として設定します。

13 事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整を行う事業	町内全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、別海町内全域とする。
延長保育事業 (時間外保育事業) 通常の保育時間を超えた保育(延長保育)、休日保育を実施する事業	町内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、別海町内全域とする。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	町内全域	町内全域で設定するが、実施にあたっては、今後地域単位でのニーズ把握に努め、各小学校区による区域設定についても検討する。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、別海町内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、別海町内全域とする。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)を行う事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、別海町内全域とする。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、別海町内全域とする。
一時預かり事業 保育園その他の場所において、一時的に乳幼児を預かる事業	町内全域	教育・保育施設での利用も含むため、別海町内全域とする。

13 事業	提供区域	考え方
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育園の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、別海町内全域とする。
ファミリー・サポート・センター事業 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、別海町内全域とする。
妊婦健診事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	町内全域	現状どおり、別海町内全域とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業 保護者の世帯所得の状況等を勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業	町内全域	教育・保育の機会均等を図ることから、別海町内全域とする。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）、障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業	町内全域	民間事業者の参入の促進を図ることから、別海町内全域とする。

第5章 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき子どもの保育の必要性を審査し区分認定を行い、その区分に応じて施設型給付（※1）や地域型保育給付（※2）を行う仕組み。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育園、認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育園、認定こども園、 地域型保育に該当

※1 施設型給付

幼稚園・保育園・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

※2 地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等の（地域型保育事業）への給付。



2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートの結果を踏まえ、ニーズに即した教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

ただし、サービス提供区域を町内全域として設置していることから、総体として利用施設の定員は確保されていますが、施設によっては利用希望が定員を上回ることが想定されます。その際には利用調整をすることとなるため、保護者が希望する施設を利用することができないケースも想定されます。

なお、本町における教育・保育の運営形態は、ニーズ調査の結果や「子ども・子育て会議」の意見などからも、認定こども園を望む意見が多かったことから、移行可能な施設について、すべての園を認定こども園に移行することとして計画を推進します。

移行時期については、私立幼稚園2園は平成27年度から、公立幼稚園3園及び認可保育園は平成28年度を目標とします。

また、へき地保育園においても基準を満たす園は、順次保育園型認定こども園への移行を目標とします。基準を満たすことが困難なへき地保育園については、将来的な児童数の推移などの条件を勘案した上で運営形態を判断することとします。

（１）１号認定（３歳以上、幼稚園を利用希望）

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数※1	250人	278人	271人	270人	262人
2 確保の内容	334人	313人	307人	304人	304人
特定教育・保育施設	334人	313人	307人	304人	304人
過不足(2-1)	84人	35人	36人	34人	42人

（施設によっては、定員を上回ることがあります。その際には、利用できない場合があります。）

※1 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の内容方針

現状に引き続き事業を実施します。

(2) 2号認定(3歳以上、保育園を利用希望)

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	218人	160人	149人	146人	138人
2 確保の内容	270人	297人	274人	277人	277人
特定教育・保育施設	102人	243人	229人	232人	232人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設 (へき地保育園)	168人	54人	45人	45人	45人
過不足(2-1)	52人	137人	125人	131人	139人

(施設によっては、定員を上回ることがあります。その際には、利用できない場合があります。)

■確保の内容方針

現状に引き続き事業を実施します。

(3) 3号認定(0歳、保育園を利用希望)

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	18人	18人	18人	18人	18人
2 確保の内容	21人	21人	21人	21人	21人
特定教育・保育施設	18人	18人	18人	18人	18人
地域型保育事業	3人	3人	3人	3人	3人
過不足(2-1)	3人	3人	3人	3人	3人

(施設によっては、定員を上回ることがあります。その際には、利用できない場合があります。)

■確保の内容方針

新たな事業者の参入を視野に入れ、現状に引き続き事業を実施します。

(4) 3号認定(1・2歳、保育園を利用希望)

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	66 人	59 人	59 人	60 人	60 人
2 確保の内容	80 人	74 人	73 人	73 人	73 人
特定教育・保育施設	56 人	56 人	56 人	56 人	56 人
地域型保育事業	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
認可外保育施設 (へき地保育園)	22 人	16 人	15 人	15 人	15 人
過不足(2-1)	14 人	15 人	14 人	13 人	13 人

(施設によっては、定員を上回ることがあります。その際には、利用できない場合があります。)

※へき地保育園児童数には2歳6か月以上3歳未満児を含みます。

■確保の内容方針

現状に引き続き事業を実施します。



3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

認定こども園には、幼保連携型のほかに幼稚園型、保育園型などがあります。幼保連携型認定こども園は、保育園と幼稚園両方の認可を持つ施設で、対象が0歳から就学前の保育を必要とする乳幼児及び満3歳から就学前の学校教育を受ける幼児が対象になっています。幼稚園型及び保育園型認定こども園は、幼稚園や保育園を母体とした施設で、就学前の乳幼児を対象として各施設が年齢毎に利用定員を定めます。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。子どもの幸せを第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育を提供するとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育園等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の支援体制を強化します。

（１）認定こども園の特徴

- ①就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- ②保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- ③保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- ④0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育ちます。（施設の設定による）
- ⑤園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

（２）認定こども園の取り扱いについて

①幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。

②小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育園、幼稚園、認定こども園との連携を図ります。

（３）認定こども園として配慮すべき事項

認定こども園は、保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人ひとりの生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考えます。

また、満３歳以上の子どもについては、満３歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかわる活動を、子どもの発達状況の違いを踏まえつつ設定します。

①発達や学びの連続性に関すること

０歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人ひとりの特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。

また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容、指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

②養護に関すること

家庭と協力しながら、一人ひとりの発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

③乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人ひとりの生活のリズムを重視し、発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供します。同時に、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるように努めます。

④満３歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

⑤健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、保健所等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるように努めます。

⑥特別支援教育や障がい児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。また、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるようにします。

⑦子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

⑧家庭や地域社会との連携に関すること

さまざまな子どもとその保護者が営む生活が充実するように、保護者会などの活動や、高齢者を始め幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会など、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

4 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、幼稚園教諭、保育士やそれを支える、子どもの育ちを支援する者自身の待遇改善が必要です。同時に、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

①職員配置の充実と職場環境の改善

②職員の資質向上に向けた研修等の充実

5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供するなど利用環境の整備を図ります。



第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

本計画では、国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業（新規事業）

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について保護者からの相談に応じ、適切な支援の選択と円滑な利用ができるよう、必要な情報提供・助言を行うなど、関係機関との連絡調整等を行う新たに法定化される事業です。

〔対象年齢〕 0～5 歳

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施予定か所数(か所)	1	1	1	1	1

■確保の方策方針

すべての子どもと子育て家庭に対する窓口として、個々の家庭の状況把握、課題の分析を行い、必要な情報提供と適切な子育て支援のあっせんを行います。

当面の間は町が役割を担い、今後のあり方について検討します。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて、延長保育を実施する事業ですが、これまで本町での事業実績はありません。

〔対象年齢〕 0～5 歳

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の方策(人)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■確保の方策方針

町内のニーズの把握に努め、状況に応じて事業の実施に向け検討を進めます。

（３）放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や長期休業期間に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。本町では、２カ所の放課後児童クラブにおいて実施しています。

[対象年齢] 就学児（６～１１歳）

[単位] 年間クラブ員登録者数（人）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み(人/年)	186	192	190	175	163
確保の方策(人/年)	193	193	193	193	193
【高学年】 量の見込み(人/年)	5	5	3	3	3
確保の方策(人/年)	7	7	7	7	7

■確保の方策方針

ニーズが見込まれる小学校区においては、余裕教室や公共施設等を利用した整備を検討していくとともに事業の受け皿となる団体等に支援をします。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病や疲労など身体、精神及び環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設等において養育や保護を行う事業ですが、これまで本町での事業実績はありません。

[対象年齢] ０～５歳

[単位] 年間延べ利用者数（人）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人/年)	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策(人/年)	0人	0人	0人	0人	0人

■確保の方策方針

利用希望があった場合は当面、町外施設等により対応することとしますが、民間事業者の活用も含め町内での事業実施について検討します。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行う事業です。

支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立を防ぐことを目的としていますが、これまで本町での実施実績はありません。

[対象年齢] ０歳

[単位] 年間出生数（人）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人/年)	134	130	126	121	117
確保の方策(人/年)	134	130	126	121	117

■確保の方策方針

現在実施している新生児訪問事業に併せて実施します。

（６）養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、専門的な訪問指導を実施し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業及び関係機関と連携・協議して児童虐待の予防、早期発見や児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行う事業です。本町では、他の事業を活用して支援を行ったり、児童虐待問題について町民啓発を実施しています。

[対象者] 要支援児童（※１）、特定妊婦（※２）、要保護児童（※３）

[単位] 年間対象者数（人）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人/年)	30	30	30	30	30
確保の方策(人/年)	30	30	30	30	30

※１ 要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

※２ 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

※３ 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童

■確保の方策方針

本町ではこれまで、養育支援が必要な児童及び家庭について関連機関との連携や、別海町要保護児童対策地域協議会により、支援に取り組んできました。本計画においては、現状の体制を充実させ、関係機関が十分に連携し、細やかな連絡調整を速やかに実施できるよう、取り組み強化を図ります。

（７）地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所において、乳幼児のいる子育て中の母親が、親子で気軽に交流できる場を提供し、育児相談、情報提供等を行う事業です。本町では、「子育て支援センター はみんぐ」に拠点を置いて事業実施しているほか、月１回、西春別・尾岱沼において「子ども広場」を開設しています。

[対象年齢] ０～２歳

[単位] 年間延べ利用者数（人）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人／年)	300	300	290	280	280
確保の方策(か所)	1	1	2	2	3

■確保の方策方針

すべての子ども・子育て家庭への支援となるためには、日常生活の動線上に子育て支援の拠点があることが重要であることを踏まえ、事業者や団体、認定こども園による子育て支援の場の活用により、地域社会の中で多様な支援の場、機会が創出されるよう拠点整備に努めていきます。

（８）一時預かり事業

①幼稚園型（幼稚園及び認定こども園における在園児対象）

通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。本町では、公立幼稚園２園、私立幼稚園２園において実施しています。

[対象年齢] ３～５歳

[単位] 年間延べ利用者数（人）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み合計(人／年)	10,800	7,000	6,700	6,700	6,700
確保の方策(人／年)	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000

■確保の方策方針

平成 27 年度から認定こども園（私立幼稚園２園）、町立幼稚園（中西別・野付幼稚園）において実施します。なお、上西春別幼稚園においては実施に向けた検討をします。

②一般型（幼稚園型対象児童以外）

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、認定こども園、幼稚園、保育園その他の場所において、一時的に保育を行う事業ですが、これまで本町での実施実績はありません。

[対象年齢] 0～5 歳

[単位] 年間延べ利用者数（人）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人日／年)	50	60	80	100	100
確保の方策(人日／年)	0	80	116	140	140
幼稚園の一時預かり (在園児対象型以外)	0	20	20	20	20
保育園の一時預かり (在園児以外)	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・ サポート・センター)	0	60	96	120	120

■確保の方策方針

認定こども園等において実施を検討すると共に、ファミリー・サポート・センター事業を活用した、事業の実施についても検討します。

(9) 病児保育事業

病気のために集団で保育を受けることが困難な期間において、その子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業ですが、これまで本町での事業実績はありません。

[対象年齢] 0～5 歳

[単位] 年間延べ利用者数（人）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人／年)	10	10	10	10	10
確保の方策(人／年)	0	0	10	10	10
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・ サポート・センターなど)	0	0	10	10	10

■確保の方策方針

専用施設等の整備による事業実施は予定しておりませんが、ファミリー・サポート・センター事業等を活用した事業の実施について検討します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が会員登録し、子育てのサポートを提供する相互援助活動について、連絡調整を行い、子育て支援を行う事業ですが、これまで本町での事業実績はありません。

[対象年齢] 未就学児

[単位] 月延べ利用者数（人）

■量の見込み（未就学児）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人/月)	5	5	4	4	4
確保の方策(人/月)	0	3	4	4	4

■確保の方策方針

早期に事業実施が可能となる体制を整備し、実施する団体等を積極的に支援します。

(11) 妊婦健診事業

妊婦健康診査は、お母さんとお腹の赤ちゃんのため妊娠が正常に経過していることの確認、胎児異常やハイリスク妊娠の早期発見及び妊娠中に発症する各種合併症の発症予防等、母子共に健全な状態で妊娠・出産を迎えられるよう実施するものです。これまでも定期的に行う健診費用の一部を公費負担することにより、安全・安心な出産を支援しています。

[対象年齢] 妊婦

[単位] 年間延べ健診回数・年間延べ利用人数

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(回)	1,876	1,820	1,764	1,694	1,638
量の見込み(人/年)	134	130	126	121	117
確保の方策(回)	1,876	1,820	1,764	1,694	1,638
確保の方策(人/年)	134	130	126	121	117

■確保の方策方針

すべての妊婦が、経済的な理由から必要な時期に健診を受診しないまま、出産に至ることのないよう、標準的な健診回数（14 回）の公費負担を継続していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

町が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費及び給食費などは、実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。

この実費徴収に対して保護者の負担軽減を図るため、所得状況等を勘案して公費による補助を行う新たに法定化される事業です。

■確保の方策方針

対象となる保護者に対し、費用の全部又は一部の助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

①多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（巡回事業）

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言及び連携施設のあっせんなどを行う新たに法定化される事業です。

■確保の方策方針

新たに運営を開始する事業者について、相談等の支援を行います。

②多様な主体の参入促進事業（特別支援）

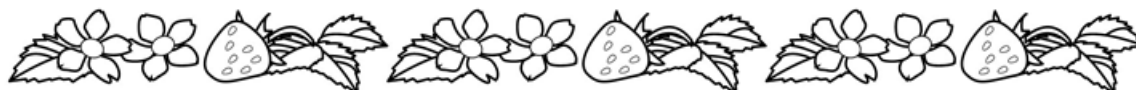
私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するため、新たに法定化される事業です。

■確保の方策方針

認定こども園における障がい児受け入れ実態により、必要に応じて体制整備のため支援等を検討します。

2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、本町におけるこれらの連携を推進します。



第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 児童虐待防止対策の充実

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、教育・保育施設や医療機関、警察、ボランティア団体、地域住民などの地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生を予防するなど、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく支援を求められるよう、日頃から関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していきます。

（１）関係機関との連携及び相談体制の強化

本町では、「福祉課」をはじめ、「保健センター」「母子健康センター」「教育委員会」等の担当窓口のほか、保育園、幼稚園、小中学校などで、子どもに関わる相談ができる体制をとっており、子どもが安心して安定した社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制に加え関係機関の連携並びに情報の収集及び共有による子育て世帯への支援が必要なことから、情報共有、連携の強化を図り、児童虐待事例への早期対応、早期解決に努めます。

また、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価体制を確保するため、専門性を有する職員の育成や、都道府県等が実施する講習会等への参加を通じた資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を必要とする場合には、速やかに児童相談所長などへの通知を行い、適切な支援を求めるなど、関係機関が相互に連携して、あらゆる児童虐待事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

（２）発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等の実施を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業を活用するなど速やかな対応を行います。

また、児童福祉、母子保健及び学校教育の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携を強化します。さらに、地域住民への広報を通じた児童虐待予防に関する啓発を図るとともに、児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援にあたっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに基づき北海道が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定める医療費助成、児童扶養手当及び、保育の優先利用等子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を柱とした総合的な支援を推進します。

3 障がい児施策の充実

障がいをもつ子に対してはできるだけ早く適切な療育を行っていくことが重要であり、早期発見を担う母子保健活動などとの連携はもとより、療育相談、療育支援や教育相談機能の充実により、障がい児を持つ家庭の子育てに対する不安や悩みを軽減し、障がいの受容や障がいに対する知識習得をサポートするなど、相談体制を充実していく必要があります。加えて、発達障がいを早期に発見し、支援を行うため、保健、福祉、教育、医療など各関係機関の連携強化を図り、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じて一貫した支援体制の整備に努める必要があります。

一方、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が社会的に自立し、充実した人生を送ることができるよう、幼児・児童生徒の視点に立って、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、必要な指導及び支援を行っていくことが求められています。

本町は、これらの課題に対して次の3つの主要施策を展開します。

（１）一貫した相談支援体制の整備

①発達障がい児支援体制の整備

各関係機関が緊密に連携し、個々の発達障がいの状態に応じたきめ細やかな支援体制の整備を進めます。

②早期療育の充実

何らかの障がいのある幼児・児童生徒を対象として、生活指導及び社会生活への適応力を助長するため、障がい児通所支援事業所や巡回児童相談事業などとの連携を図り、早期療育体制の充実に努めます。

（２）障がい児保育の充実

①保育環境の充実

集団保育や日々の通所が可能な障がい児の受入れを促進できるよう、必要な保育環境の充実に努めます。

②保育体制等の充実

認定こども園、幼稚園、保育園への障がい児の受入れ体制の充実を図るため、障がい児保育指導の充実、職員の資質向上を目指した研修会への参加に努めます。

③関係機関との連携による一貫性の確保

専門的な助言・指導を必要とする児童については、児童相談所、保健所、教育委員会等関係機関との連携のもと、早期支援を行うとともに就学への適切な引き継ぎを行い、療育・教育の一貫性の確保に努めます。

（３）特別支援教育の充実

- ①幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため、「個別の教育支援計画」の作成、活用に努めます。
- ②教育委員会や関係機関などとの連携のもと、個々の特性やニーズに合った就学指導や教育相談活動の充実に努めます。
- ③卒業後の進学や就職を促進するため、高等養護学校や高等学校をはじめ、関係機関との連携を図りながら、進路指導や職業教育の充実に努めます。

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらします。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施します。

（１）働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

（２）育児休業制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

（３）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。

第8章 次世代育成支援行動計画の継続について

1 目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、別海町においてこれまで取り組んできた「別海町次世代育成支援行動計画」を評価・検証し、同計画を継承します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進します。

2 基本理念

子どもと家庭と地域 笑顔で支えあう子育ての町

別海町では次世代育成支援対策は、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行います。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援や、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、雇用環境の整備などに取り組みます。

3 対象

次世代育成支援行動計画における「子ども」の対象年齢は下表の通りです。

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く放課後		青年期前・中期 ※一部対象	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢 0～11 歳）								
次世代育成支援対策推進法								

4 基本的な視点

- 1 子どもの成長を支援する視点
- 2 子育てに取り組む家庭を支援する視点
- 3 子育てを地域社会全体で支援する視点

5 計画の基本目標

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性ならびに子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備
- 3 子育ての生活環境の整備
- 4 職業生活と家庭生活の両立の支援

6 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設

次世代育成支援対策推進法では、従業員101人以上の一般企業が、行動計画を策定・届け出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設されました。特例認定を受けられる企業が増えるように自治体としても、広報活動などを通じて、応援していきたいと考えています。

※くるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。



7 施策の取り組み状況

1 地域における子育て支援

【施策展開の基本方針】

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種保育サービスの充実と多様化や経済的支援を進め、子育て中の親たちがさまざまな年代の子育て経験のある人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域の人々も参加した子育て支援体制を構築します。

また、子どもの人権擁護という観点に立って、地域の人々の協力を得ながら、各関係機関が連携し、児童虐待の予防、発見、被虐待児への支援をします。

（１）地域における子育て支援サービスの充実

【施策の方向】

働きながら子どもを育てる家庭や専業主婦家庭、ひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
放課後児童健全育成事業（重点）	昼間、保護者のいない家庭の児童の健全な育成を図るため、放課後等を指導員のもとで、遊びや文化・レクリエーション・体験活動等を通し、家庭的な雰囲気の中で楽しく過ごし、豊かな心情を養います。今後、東部地区の開設を検討します。	福祉課	拡大
児童手当の支給	家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、15歳到達後の最初の年度末までの児童（中学修了前までの生徒）を監護し、かつ、児童と一定の生計関係にある保護者に手当を支給します。	福祉課	現状維持
ブックスタート事業	保健センター主催の生後6～7か月の乳幼児相談や、毎週図書館で行う「小さい子のお話の時間」などで、乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児期から心を育てることや、親子のコミュニケーションを図るために「おすすめ絵本リスト」などの資料を渡しながら絵本の読み聞かせの推進と支援を図ります。	図書館 保健課	現状維持

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
母子保健事業の充実	保健課と母子健康センターが、連携しながら母子手帳交付時期からの支援を開始し、集団を活用した母親教室や3か月育児教室、また妊婦や新生児の訪問、乳幼児相談や健診等を通して、育児力向上を図り、産後うつ予防ならびに親の気持ちの相談の充実、仲間づくりのきっかけとなるよう配慮しながら支援をしていきます。	保健課 母子健康センター	現状維持
ボランティア団体の派遣・育成	研修会、各種講座開催時の子どもの見守りボランティア派遣の要望が多くなっており、一般ボランティアによる見守りボランティアを派遣しています。また、今後はボランティア講座および見守りに関する講座を開催し、子育て支援ボランティアとその団体の結成の推進に努めます。	社会福祉協議会	現状維持
子育て支援情報の広報	別海町における子育て支援情報が一度に分かるような情報誌の作成および情報公開を推進します。	福祉課 各関係機関	現状維持
地域子育て支援センター事業	育児不安についての相談指導や子育てサークルの育成等を行うため、出張ひろばの開設など地域子育て支援センターの機能充実を図ります。	福祉課 各関係機関	拡大

（２）保育サービスの充実

【施策の方向】

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備を図ります。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
預かり保育	仕事に就く母親の増加に伴い、預かり保育を希望する家庭が増えています。教育課程の後の預かり保育や夏・冬休み期間中も、預かり保育を実施しています。今後さらに職員の体制・人員の確保を図るよう努めます。	福祉課 学務課 町立幼稚園 私立幼稚園	現状維持
低年齢児保育（重点）	生後6か月から保育する低年齢児保育を実施しています。	福祉課 認可保育園	拡大

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
保育内容の充実 保育施設の整備 (重点)	保育園は、保護者が就労や病気・障害の状態であるなどのため、家庭で十分な保育をすることができない児童を、保護者に代わって保育することを目的としています。 【取組方針】 現在、認可保育園2園へき地保育園6園を開設していますが、若者の町外流出や少子化などにより定員割れがみられる保育園もあります。しかし、地域性を含め、計画的な改築や定員の見直しを図りながら若い夫婦が安心して生活できるよう保育事業の実施や保育内容の充実に努めます。	福祉課 認可保育園 へき地保育園	拡大
園開放事業	<野付幼稚園> 毎月第1・第3水曜日に、未就園児の親子に幼稚園を開放しています。(9:30~11:00) [実績]利用者平均 15組 <中西別幼稚園> 園開放(9:00~11:00) 園内施設・遊具の開放、小動物とのふれあい、読み聞かせなど行事への招待 [実績]利用者平均 10組 <上西春別幼稚園> にこぴんくらぶ(年6回 10:00~11:00) [実績]利用者平均 5~6組	町立幼稚園	現状維持
私立幼稚園における保育サービスの充実	町内には私立幼稚園が2園あり、預かり保育、障がい児の受け入れ、園庭解放などを実施しています。今後も継続して、多様な保育サービスの充実を推進します。	私立幼稚園	現状維持

【施策の方向】

児童の健やかな成長を促す明るくあたたかい家庭環境・地域環境づくりを進めるため、保育機能を充実するとともに、家庭・地域・学校など関係機関の連携のもと、児童の健全な育成をはかる施策の推進に努めます。また、母子・父子家庭が安心して生活できるよう、児童や保護者に対する相談指導体制の充実を図るとともに自立支援対策の推進に努めます。

また、「保育所保育指針（平成20年3月28日：厚生労働省告示第141号）」に定められる事項について、その趣旨に沿った保育の実現に努めます。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
保育の充実 (重点)	保育園は人間形成にとって極めて重要な時期に生活時間の大半を過ごす場であるため、保育指針の趣旨を十分に生かし、適切な保育を行います。	福祉課	現状維持

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
保育料の見直し（重点）	国基準や近隣市町村の保育料を参考とし、保育サービスに見合った保育料を設定します。	福祉課	拡大
延長保育	開園時間の範囲内での延長保育について、利用者ニーズを踏まえ、拡充を検討します。	認可保育園	現状維持
障がい児保育	障がいを持つ児童に対する保育のため、専門保育士を配置するなど、適切な対応に努めます。	認可保育園 へき地保育園	現状維持
施設・設備整備	児童が安全で快適な生活を送れるように、また、様々な保育サービスを提供できる、計画的な施設・設備の整備を行います。	認可保育園 へき地保育園	現状維持
職員研修の充実（重点）	保育実践や各種研修等を通じて保育の専門性を高めるとともに、職員間の共通理解に努め、保育の質の向上を図ります。	認可保育園 へき地保育園	拡大
小学校との連携強化	児童の生活や発達の連続性を踏まえ、保育内容の工夫を図るとともに、小学校への入学に際して児童保育要録を用いた引き継ぎを行います。	認可保育園 へき地保育園	現状維持
地域との連携強化	子育て家庭に対して、保育園機能の開放や相談・援助を行い、地域の子育ての拠点としての機能の充実を図ります。	認可保育園 へき地保育園	拡大
保育士・保育園の自己評価（重点）	保育実践を振り返り、自己評価をすることを通して、専門性の向上や改善に努めます。	認可保育園 へき地保育園	拡大

（３）子育て支援のネットワークづくり

【施策の方向】

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう情報提供を行います。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
子育てサークルの育成	子どもの健やかな成長と、保護者がストレスなく育児ができる環境づくりのため、保護者同士が育児について自由に話し合いができる場をつくり、子育てサークルとして活動が始まるように支援を図ります。また、子育てサークルが、より充実した活動を展開できるよう、情報提供、指導していく体制の整備に努めます。	児童館 公民館 子育て支援センター	現状維持

（４）児童の健全育成

【施策の方向】

児童数の減少は、遊びを通しての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる機会や居場所づくりの推進が必要です。

事業名称		事業内容	担当課	今後の取組
文科系事業	青少年教育の充実	学校・家庭・地域社会が連携・融合して心の豊かさや郷土愛を育てていくため、地域行事への参加や地域の特性を生かした自然体験学習などを推進し、自ら考え、正しく判断し地域の担い手として活動する青少年の健全育成に努めます。	生涯学習課	現状維持
	青少年芸術劇場小公演	青少年の芸術文化活動の振興を図るため、優れた作品の鑑賞の機会を提供することを目的として、国内外で活躍する芸術家等を招いて、小学校単位で講演を行います。	生涯学習課	縮小
	少年少女ふれあいの翼「枚方市」訪問	本町と気候・風土・歴史・文化等の異なる友好都市の枚方市を互いに訪問し、中学生による相互交流を通して理解と交流を促進し、青少年の資質の向上と健全な育成を図ります。	生涯学習課	現状維持
	別海町小中高等学校合同音楽祭	別海町内の小中高等学校で組織している吹奏楽部や合唱等の音楽団体が一堂に会し、日頃の練習成果を町民に披露する機会として実施されていますが、児童生徒の「感性」を育み、町民の芸術文化振興の一翼も担っています。	生涯学習課	現状維持
	伝統文化継承事業	小学生を対象に、地域の伝統文化継承を目的として、和太鼓教室を開催しています。対象 小学生	中央公民館	現状維持
	アドベンチャー・スクール Jr.（重点）	生きる力を育むことを目的とし、小学校２・３年生を対象に、ものづくりや野外体験活動、他校の子どもとの交流を行います。	公民館	現状維持
	放課後子供教室	子どもの放課後等における活動場所を確保し健全育成に資するため、地域の協力を得て学校の余裕教室や公共施設等を活用し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を行います。 ※放課後スポーツ少年団等で活動する子どもも多いことから、子どもたちの放課後活動状況を把握した上で必要な学校区において実施します。	生涯学習課	新規（放課後子ども総合プランに基づく）

事業名称		事業内容	担当課	今後の取組
文科系事業	しらゆり生花教室	中央及び西公民館において、毎月第1・3土曜日に伝統文化である生花を通して異年齢の交流を深めるとともに、花の美しさや生花の作法を学び青少年の健全育成に役立てます。近年は老人ホーム等に出向いて生花による慰問を行うなど、生花を通して多くのことを学んでいます。	生涯学習課	現状維持
	少年将棋道場	中央公民館において、毎週土曜日に、伝統文化である将棋を通して、異年齢間での交流を深めるとともに、将棋技術と礼儀を学び、青少年の健全育成に役立てます。	中央公民館	現状維持
	別海町子ども会リーダーの集い	子ども会の中核的役割を果たすリーダーを一堂に集め、集団活動を通して団体活動に必要な基本的知識・技術を習得させ、より良い子ども会活動の発展に寄与させます。	生涯学習課	現状維持
	アドベンチャー・スクール（重点）	小学校4～6年生を対象に家庭や学校で体験することの少ない野外活動や社会活動を通して、探究心や忍耐力を培うとともに、仲間との集団生活の中で社会性・創造性・自立性など子どもたちの「生きる力」を育みます。	中央公民館	現状維持
	クリスマス子どもの集い	冬の子どもの集いとして、マジックショー、餅つき、子ども向けコンサート、などを開催しています。	各公民館	現状維持
	別海町少年少女の旬かるた大会	小学生から中学生までが参加して、下の旬かるた大会を開催しています。	中央公民館	縮小
	こどもまつり（重点）	こどもの日を記念して、地域の子どもの間での交流促進や、親子で参加できる行事を各関係機関と協力して開催することにより、児童・生徒の健全育成に資するとともに、家庭と地域の教育力の向上、ボランティア精神の育成を図ることを目的とします。地域の各機関（老人クラブ、消防分団、郵便局、保育園、小中学校、子ども会など）の協力を得て、子ども達の健全育成を図るための行事として定着しています。	各公民館	現状維持
	尾岱沼チャレンジスクール	東公民館管轄内の小学校3年生から6年生までを対象として、さまざまな体験活動を通して心身の鍛錬と忍耐力を養うとともに、社会性・創造性・自立心・協調性などの伸長を図ります。	東公民館	現状維持
	チビッコ秋の集い	児童・生徒の芸術文化への関心を高めるためのコンサート、人形劇や映画などの芸術鑑賞や、地域の人々との交流を図るため老人クラブや子ども会育成者による「おばあちゃんがつくるなつかしの味」と題するイモダンゴやカボチャダンゴの試食会を、地域文化祭事業の一環として行います。	東公民館	現状維持

事業名称		事業内容	担当課	今後の取組
文科系事業	こどももちつき大会	日本の伝統行事である臼と杵を使ったもちつきを、地域の大人が指導者となって子どもたちに体験させることにより、伝統文化の継承と青少年の健全育成を図ります。	東公民館	現状維持
	尾岱沼地区少年少女カルタ大会	日本の伝統文化である百人一首下の句カルタ競技を通して、そのルールと礼儀を学ぶとともに、集中力・協調性を培い、明日を担う青少年の健全育成に資することを目的とし、尾岱沼子ども会育成協議会と共催で開催しています。	東公民館	現状維持
	ふるさと講座	全世代を対象として歴史・自然に関する講座を開設し、町に対する愛郷心の高揚を図ります。 自然系：四季の野鳥観察会 歴史系：べっかい歴史ミステリーツアー	郷土資料館	現状維持
	サマー・ウインター・スクール	郷土の歴史や自然を理解する心を持たせるとともに、21世紀の別海町の未来を探究する心を育てます。 ・別海町の古代・昔の遊びとおやつ・野鳥観察	郷土資料館	現状維持
	郷土学習出前講座	学校・各種団体の要望に応じて、郷土に対する理解を深めるための講座を開設します。	郷土資料館	現状維持
	少年体験塾	西公民館管轄の小学校4年生から6年生までを対象として、さまざまな体験活動を通して忍耐力を養うとともに、近隣小学校の児童との集団活動の中から、社会性・協調性・奉仕性を養うことを目的として実施します。 対象 西公民館管轄内の小学生	西公民館	現状維持
	夏・冬休み子ども体験教室	西公民館管轄内の小学生を対象に、学校の長期休暇に陶芸、石絵作成や書き初めなど、様々な体験活動を行います。	西公民館	現状維持
	異世代交流事業	別海高校学校祭において町内文化サークルの作品展示・発表等で互いの世代に理解を深めます。また、子どもと大人が参加することもまつりや登山等で交流を図ります。	中央公民館	縮小
	ふれあいもちつき交流	地域住民同士の交流の場として、もちつきやあそびのコーナーなど交流事業を開催し、次世代の交流によりお互いの能力、知識、技術等の交流、継承を行うことで相互理解を深めます。	社会福祉協議会	現状維持
	福祉まつり	一般町民を対象に、福祉への理解と関心を深めるため、「福祉まつり」としてふれあいバザー、ミニちびっこ広場等を開催します。	社会福祉協議会	現状維持

事業名称		事業内容	担当課	今後の取組
スポーツ系事業	町民スケート大会	幼児から一般までを一堂に会し、スピードスケートを町民に親しんでもらい、普及と推進を図るとともに、町民の交流の機会を設けます。	生涯学習課	現状維持
	チャレンジスケート教室及び巡回スケート教室	氷上で多世代間の交流を目的に幼児から一般までが参加できるチャレンジスケート教室を開催します。また、希望により各地域で運営しているスケートリンクに出向き、スケート教室を実施し、冬期間の体力づくりとスケートの魅力を伝えます。	生涯学習課	現状維持
	別海町パイロットマラソン大会（重点）	地域や町民による協働のマラソン大会として位置付け、スポーツによるまちづくりへの発展を目指します。	生涯学習課	現状維持
	別海町水泳記録会、泳力検定会	水泳記録会や泳力検定会を通し、競技力の向上と異世代交流を図り、水泳の普及と振興を図ります。	生涯学習課	現状維持
	競技力向上セミナー	スポーツ少年団や体育協会の競技力向上と指導者への資質向上のため、国内外の各スポーツ界で活躍した有名な講師を招いてセミナーを実施します。	生涯学習課	現状維持
	スポーツセンター祭	夏は、町内の小学生を、春は小学 6 年生から中・高校生を対象として、スポーツ関係者の協力を得て、体力テストやニュースポーツを体験してもらい、自己の体力を知ると共に世代間交流を目的としています。 夏／対象 小学生 春／小学 6 年生～中・高校生	生涯学習課	現状維持
	子どもの体力向上事業	現在の子どもの体力・運動能力の低下を改善するため、運動の機会を提供し、身体を動かすきっかけづくりとスポーツの楽しさを伝える教室を展開します。	生涯学習課	新規

（５）児童虐待防止対策の充実

【施策の方向】

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、全ての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに到るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠です。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
要保護児童対策地域協議会の活動	児童虐待の未然防止、早期発見とともに迅速、的確な対応を図るため、関係機関や地域関係者が連絡を密にし、取り組みの強化に努めます。	各機関	現状維持
虐待予防・発見に関する 広報・啓発 (重点)	児童虐待の予防・発見をより効果的に行うため、地域住民への広報活動を行います。	福祉課	拡大
市町村障がい者虐待防止センター	障がい者虐待に関わる通報、届出の受理及び、養護者、障がい者に対する相談、指導、助言、または障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他啓発活動を行います。 【養護者による虐待】 １８歳未満の障がい児に対する養護者による虐待は、総則等全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されており、通報や通報に基づく虐待対応については児童虐待防止法が適用。 【障害者福祉施設従事者等による虐待】 障害福祉サービス事業（居宅介護、短期入所等）及び児童発達支援、放課後等デイサービスを利用する児童に適用。 【使用者による虐待】 年齢に関わらず（１８歳未満）適用。	福祉課	現状維持

２ 保護者ならびに子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

【施策展開の基本方針】

妊娠・出産から乳幼児、学童、思春期まで、子どもとその親の心身の健やかな成長を支援していくために、ライフステージの変化に対応して、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、それぞれの実情に合わせた最適な支援に総合的に取り組みます。

また、家庭、学校、地域などが行うさまざまな学習の機会や人々との交流を通して、子ども一人ひとりが個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるよう、乳児や幼児に接する機会を提供することによって、ふれあいを通した生命の尊さ、子育ての意義や楽しさを、自然に学び、実感できるようにします。

（１）子どもや母親の健康の確保

【施策の方向】

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
母子健康手帳交付 （重点）	妊娠届出時を活用し、初回指導として、妊婦に対して安心して出産してもらうとともに、妊娠中の不安軽減を図るための支援の充実を図ります。	母子健康センター	現状維持
妊婦一般健康診査 超音波検査 （前期受診票交付） （重点）	安全で安心な妊娠・出産を確保するために、妊婦健診（１４回分）にかかる費用の補助と、超音波検査（６回分）の費用の補助を行っています。前期では、１４回の健診のうち５回分と、６回のうち１回分の超音波検査の受診票を交付します。なお、妊婦健診の結果、精密健康診査を必要すると認められた妊婦には、１回に限り費用を助成します。	母子健康センター	現状維持
後期妊婦健康診査・超音波検査受診票交付	後期の妊婦健康診査受診票交付時に、助産師が面談を行い、妊婦の健康状態を把握し、適切な保健指導をするとともに、心配や不安に対応します。	母子健康センター	
母乳育児支援 （重点）	母乳外来を開設し、乳房マッサージを行い母乳栄養の確立を図るとともに、授乳中のトラブルにも対応します。赤ちゃんの心身の発達の相談や育児相談、お母さんの心身の不安などに対応します。また、他の親子との交流も図ります。	母子健康センター	現状維持
妊婦家庭訪問 （重点）	リスクの高い妊婦や、助産師が必要と感じる妊婦に対して家庭訪問を行います。	母子健康センター	現状維持
電話相談	妊娠、出産、育児、病気などの相談に、母子センターでは助産師が２４時間体制で対応しています。夜間や休日の相談相手がない不安の大きい時間帯に対応し、関係機関との連絡も取ります。保健センターは、日中、赤ちゃんから大人まで健康に関する相談を受けています。	保健課 母子健康センター	現状維持
マタニティクラス	助産師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が担当し、妊娠期間中を健やかに過ごせるよう４回に渡り必要な知識を学びます。また、妊娠期の母親同士の交流を図ります。	保健課 母子健康センター	現状維持
出産教室	安心して出産を迎えるため、分娩の始まり、進み方、陣痛の逃し方などを学びます。また、母乳のしくみや授乳の練習など、母乳育児についても学びます。		

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
新生児訪問 産婦訪問	主に生後28日以内の新生児のいる家庭を保健師が訪問して、お母さんと赤ちゃんが健康で安心して生活を送るための相談に応じます。訪問支援ができない場合は、電話・母乳外来・おめでとうレター等で乳児の成長や育児不安の軽減を図ります。また、産後うつ病の早期発見と予防の検討をしていきます。	保健課 母子健康センター	現状維持
乳幼児訪問	乳幼児健康診査の結果や保護者等からの相談に基づき、保健師・栄養士・歯科衛生士が家庭を訪問し、乳幼児の健康管理や育児に関する相談・指導を行っています。相談内容により関係機関と連携を取りながら支援していきます。	保健課	現状維持
乳幼児健康相談	子どもの成長・発達、栄養、育児などについて相談に応じます。	保健課	現状維持
乳幼児健康診査	適切な時期に健康診査を行うことにより、疾病および障害の早期発見、早期対応をし、乳幼児の健康保持増進を図ります。	保健課	現状維持
乳幼児発達健康診査	運動発達の遅れが心配な児童の早期発見を図り母子衛生の福祉増進、健康の保持向上を図ることを目的にしています。専門医や療法士による精密健診及び療育訓練を行っています。 (中標津保健所管内共同事業)	保健課	現状維持
子どもの事故防止のための啓発	乳幼児健康相談において、事故予防のリーフレットの配布を行います。 乳幼児突然死の予防対策として、新生児訪問時にリーフレットの配布を行います。	保健課	現状維持
健康教室	3～4か月児の親を対象に、心身の発達や離乳食・う歯予防等の育児教室と併せ、個別相談等も行い、親への支援をしています。 また、6か月児の親を対象に離乳食教室を実施しています。	保健課	現状維持
関係機関会議（元気っ子を育てる関係機関会議）	別海町の子どもたちが抱える健康問題を保健・医療・福祉・教育の各関係機関で共有し、その改善方法を考えることを目的として、連絡会議や研修会等を実施しています。	保健課 関係機関	現状維持
インファント マッサージ教室 (重点)	1歳未満のお子さんを対象に、オイルを使ったマッサージをお母さんに習得してもらうための教室を開きます。1コース4回として、IAIMインストラクターの資格を持つ助産師が指導し、親子の絆の形成を目的としています。赤ちゃんの免疫力がUPする、寝つきが良くなり眠りが深くなる、お腹の調子を整える、母と赤ちゃんのストレス緩和や愛着の形成、母が赤ちゃんの出す心身のサインがわかるようになる、などの効果あります。	母子健康センター	拡大

◎ 歯科保健活動の推進

【施策の方向】

妊産婦から乳幼児・学童にかけて継続した歯科保健活動を行い、健康の維持増進を図ります。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
定期歯科相談 健康教室 歯磨き指導	歯と口腔に関する正しい情報を伝え、子どもたちの健康な口腔の育成を目指します。また、学童期の歯科疾患予防のため、フッ化物応用を含めた歯科保健活動を行います。	保健課	現状維持

◎ 肥満等生活習慣病予防の推進

【施策の方向】

別海町は子どもから大人まで、ほとんどの生活習慣病の基となる肥満の割合が全国平均より高く、重大な健康問題となっています。小児期からの肥満の予防を保護者へ啓発し、関係機関と連携を取りながら、継続して生活習慣病予防対策を進めることが必要です。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
肥満等生活習慣病予防の取り組み (重点)	子どもの健康問題である肥満について、町全体の健康問題として関係機関と連携し、保護者や地域への啓発をしていきます。また、幼少期からの食事バランス、エネルギー消費や基礎体力を身につける運動に関する指導の充実ならびに肥満実態調査の継続実施を検討していきます。	保健課	拡大

(2) 障がい児施策の充実

【施策の方向】

障がいの原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携を図り、就学支援を含めた教育支援体制の整備等一貫した相互的な取り組みを推進するとともに、保護者に対する育児相談の推進等、家庭への支援も合わせて行います。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
障がい児保育事業	障がい児の中でも集団保育が可能な中程度の障がい児の受け入れを行います。	認可保育園 へき地保育園 私立幼稚園 公立幼稚園	現状維持

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
障がい福祉サービス等	利用者からサービスの申請を受け、障害者総合支援法で定める介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付の支給決定をします。	福祉課	現状維持
子ども発達支援センター	子どもの健やかな成長のために、心身の発達に心配のある子どもや障がいを持つ児童とその保護者に対し、適切な支援やアドバイスを行う。	福祉課	現状維持
障がい児等支援体制整備事業「専門支援事業」	子ども発達支援センターでは確保できない専門的支援を、適切に行うことができる機関から職員を派遣し、発達支援体制の充実を図ります。	福祉課	縮小
巡回療育相談事業 (北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター)	発達の遅れ又は障がいがある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談及び療育を受けることができるよう、市町村からの依頼に応じて療育センター職員を派遣し診療及び訓練指導等を行うことにより、障がい児療育の向上を図ります。	福祉課	現状維持
巡回児童相談事業 (釧路児童相談所)	相談所を利用することが困難な地域の児童に係る諸般の相談について、市町村を巡回して助言や指導を行い、児童の健全育成を図ります。 【対象】１８歳未満の児童 【内容】・児童の心や体に関する相談 ・学校や家庭での問題についての相談 ・療育手帳等の判定 ・その他児童に関する相談	福祉課	現状維持
在宅障がい児者巡回療育相談事業	在宅の障がい児者に対し、専門医師等の協力の下に、巡回して診断、治療、相談及び療育に関する助言指導等を行い、在宅障がい児者の福祉の向上を図ります。	福祉課	現状維持
障害児通所支援事業所の設置	心身の発達に問題や障害、心配があり療育を必要とする児童に対して、専門職による個別プログラムを作成し、適切な療育・訓練を行います。	福祉課	現状維持
障害児通所支援利用者負担額助成事業	障害児通所支援の利用者負担額を助成することにより、障がい児を持つ子育て中の世帯等の経済的・精神的な負担の軽減を図ります。 【対象】・児童デイサービスを利用する小学校就学前の児童の保護者	福祉課	現状維持
特別児童扶養手当	障がいを持った２０歳までの児童を養育している保護者に、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課	現状維持

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
障がい児福祉手当	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担を軽減する一助として手当を支給することにより、障がい児の福祉の向上を図ります。 【対象】 20歳未満で次のいずれかに該当する方 1 在宅で身体障害者手帳1～2級の一部の方 2 在宅でIQ20以下またはIQ35以下で重複障がいを伴う知的障がい者 3 在宅で2と同程度の精神障がい者	福祉課	現状維持
特別支援教育体制の構築	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、子どもたちの心身の状況のとらえ方を統一し、幼児期から成長段階に応じて一貫した支援ができる体制の構築を目指します。	教育委員会 各関係機関	拡大
特別支援教育ネットワークの整備	保育園・幼稚園・小学校・中学校・教育委員会・保健課等、乳幼児からの一貫した情報の共有化に努めます。	教育委員会 各関係機関	拡大
自立支援医療の給付（育成医療）	身体障がいを有する児童または現存する疾患をそのままにすると将来において障がいを残すと認められる児童に対し、手術や透析療法等の医療費を自己負担1割に軽減するための給付を行います。	福祉課	現状維持
自立支援医療の給付（精神通院医療）	精神疾患（てんかんを含む）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費を自己負担1割に軽減するための給付を行います。	福祉課	現状維持
福祉牛乳支給事業	健康増進と福祉の向上を図るため、1人週5個の牛乳を配布します。 【対象】 ・妊産婦（妊娠6か月から出産後1年間） ・幼児 満1歳から就学前の3月末日まで ・3級以上の身体障害者手帳所持者 ・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者 ・生活保護受給世帯員 ・ひとり親家庭等 ・保育園、幼稚園に在籍する幼児	福祉課	現状維持

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
障害者無料バス利用券交付事業	障がい者の積極的な社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とし、年1万2千円分のバス券を支給します。 【対象】 ・各種障害者手帳の所持者（所得制限あり） ※旅客運賃割引1級および療育手帳 A または12歳までの児童は介護者1名分も併せて支給（6歳未満の児童は介護者分のみ支給）	福祉課	現状維持
福祉入浴券助成事業	心身に重度の障害のある者に対し、福祉の増進を図るため、年間6枚の入浴券を助成します。 【対象】 ・各種障害者手帳の所持者（身体は3級以上） ※介助者を必要とする場合は、介助者も対象者に交付された入浴券を使用することができる。	福祉課	現状維持
特別支援教育コーディネーターの指名	学校内外の関係者や関係機関との連絡調整や保護者に対する学校の窓口として、コーディネーターを中心とした校内体制づくりに努めます。	教育委員会	拡大
校内委員会の設置	児童・生徒の実態把握と具体的な教育的対応を検討する組織として、各小中学校に校長・教頭・コーディネーター・教務主任・学校担任等により構成された校内委員会の設置に努めます。	教育委員会	現状維持
福祉団体活動支援（障がい者）	障がいを持つ子どもの健やかな成長を願い、併せて、親たちが相互理解のもとに、お互いに協力と連携を密にし、安心して地域生活を営むことができるよう支援します。また、組織活動の活性化と会員加入促進および交流を図ります。 【主な支援活動】 ○別海町手をつなぐ親の会助成	社会福祉協議会	現状維持



（３）食育の推進

【施策の方向】

別海町の健康問題である肥満・生活習慣病予防ならびに、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状を考慮し、乳幼児からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着および食を通じた豊かな人間形成・家庭関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとするさまざまな分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動の取り組みを進める必要があります。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
食育の啓発	健康診断や訪問・相談・指導・教室等において、子どもや親に対して、食の大切さやバランスの良い食生活（必要食品量）を理解してもらうための情報提供を行います。また、学校関係機関との連携の中で、食品の栄養についての知識、バランスの良い食生活、調理実習等を学習します。子どもを通して家庭全体に生活習慣改善意識が波及するよう、啓発活動に努めます。	保健課 教育委員会	現状維持

（４）思春期保健対策の充実

【施策の方向】

子どもの人権教育、喫煙や薬物防止等に関する教育、性に関する健全な意識の育成と性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要であるため、「思春期保健の生と性を考えるための健康学習」の推進と併せ、これらの教育を進めていきます。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
思春期保健対策	各学校と連携しながら、生と性を考える健康学習を継続して行います。妊娠、出産、育児、避妊、性感染症の学習を基礎とし、思いやり、コミュニケーション力、生き方、生命の大切さを考え、実行する力を育てます。	母子健康センター	現状維持
学校での保健指導の充実	学校では、健康と生活習慣との関係、身体の発育と性、病気の予防、喫煙・飲酒・薬物防止についての保健指導の充実を図ります。	教育委員会	現状維持
CAP プログラム（子ども的人権面）	小学生向けのCAPプログラムを通して、子どもたち自身が自分たちの人権について理解し、自分と他人の個性を受け止められる意識の向上を図る機会とします。	教育委員会	現状維持

（５）次代の親の育成

【施策の方向】

男女が協力して家庭を築くことおよび子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進することが必要です。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
中高生交流事業	中学生の希望者が幼稚園を訪れ、園児と一緒に1日を過ごす交流の機会を設けています。	私立幼稚園 公立幼稚園	現状維持
菊と緑の会 in べつかい	別海町の主産業である第1次産業の後継者対策として、「菊と緑の会」を中心とした出会いと巡り会いの場の提供、県境の醸成を整え交流会を開催することで結婚への意識高揚に努め、パートナー対策を推進します。	農政課 別海町事業後継者対策相談所	現状維持

（６）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実

◎ 確かな学力の向上

【施策の方向】

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備に努める必要があります。子どもたちが生涯にわたり実社会を主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ関心・意欲・態度・思考力、判断力、表現力、問題解決能力等「生きる力」の知の側面といわれる、「確かな学力」を身に付けさせることが重要です。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
教育課程の充実	新学習指導要領を基本として、知・徳・体の調和を図るとともに、学校や地域の特性、地域人材を生かし、児童生徒の自主性・創造性・社会性を育てる調和の取れた教育課程の編成・実施に努めます。	学務課	現状維持
学習指導の充実	児童生徒の「学力を保証」するために、学ぶ意欲や、学び方を身につけさせ、基礎・基本の定着を図るとともに、体験的学習や問題解決的な学習の展開、多用な指導方法・評価の工夫改善等個々に応じた教育の充実に努めます。	学務課	現状維持

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
生涯教育の推進	学校は「生涯教育の基礎を培う場である」という認識の下に、幼・小・中・高の発達課題や「学びや指導の連続性」を図りながら、将来への展望と責任を持つ教育を目指します。また、「地域の子どもは地域で育てる」との視点に立つ「地域に開かれた学校の創造」、「ふるさと教育」を家庭・地域と連携して推進し、新しい時代を担う心豊かでたくましく生きる人間性の育成を図ります。生涯教育研究所を中心に、中学校区を単位としてきた生涯学習推進体制の一層の深化と地域の教育の総合化を目指す取り組みの推進に努めます	学務課 生涯学習課	現状維持

◎ 豊かな心の育成

【施策の方向】

豊かな人間性や社会性を育むため、児童生徒の実態や発達課題を明確にし、体験的な活動や地域の人材活用などを通して、心に響く道徳の時間の充実や道徳的实践力を培いながら、子ども一人ひとりの変容を見取る道徳教育の推進を図る必要があります。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
道徳教育の充実	指導内容の重点化や他の教育活動との連携、「心のノート」等を位置づけた年間指導計画の充実を図ります。また、体験活動や地域素材・人材の活用、ボランティア活動等、家庭や地域社会と連携した道徳的实践に結びつく指導の工夫、児童生徒の道徳性の変容を見取る評価方法の工夫・改善に努めます。	学務課	現状維持
生徒指導の充実	学校における指導体制の確立と家庭や地域社会および関係機関・組織等と連携し、基本的な生活習慣や望ましい人間関係の育成、自他の生命の尊重、性に関する指導など、児童生徒の内面に根ざした徳性を育む指導の充実に努めます。そのためには、信頼関係に立った心のふれあいを大切にした日常指導を強化するとともに、幼・小・中・高の連携を図った全町的な生徒指導体制の充実に努めます。	学務課 各関係機関	現状維持
ボランティア教育の推進	児童生徒の相互扶助精神やノーマライゼーション社会のあり方について意識の向上を図り、ふるさと別海に対する郷土愛・愛校精神を養うボランティア活動の奨励とその指導強化に努めます。	学務課	現状維持

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
教育支援センターふれあいーむ	学校での生活がうまくいかないために登校できない、または心に悩みのある子どもたちのために、適切な支援を行うための教育支援センターを開設し、専門指導員による相談や指導を行います。 【実施内容】 場所：旧水道庁舎 対象：小中学生およびその保護者	学務課	現状維持
学童・生徒のボランティア活動普及及び事業協力校(ボランティア指定校)指定事業	小・中・高等学校において、各学校の特徴を生かした児童生徒のボランティア体験や地域福祉施設・障害者・高齢者等と交流し、福祉やボランティアについて学ぶボランティア指定校を指定し、社会福祉協議会より助成金を交付しています。今後は、町内全校が指定を受け、次代を担う子ども達が福祉について様々な角度から学習できるよう支援に努めます。	社会福祉協議会	現状維持
体験学習コーディネイト	児童生徒の介護やボランティア活動、ホームヘルパー実習等の紹介および受給調整やボランティア活動を体験したい人のために必要に応じて協力します。	社会福祉協議会	縮小
福祉教育の推進	講話、講座、ボランティア実践者との交流および体験、福祉体験学習の実施等、各学校の要望に応じて、職員および専門講師の派遣を行っています。	社会福祉協議会	現状維持

◎ 健やかな体の育成

【施策の方向】

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲および能力を育成するため、優れた指導者の育成および確保、指導方法の工夫と改善を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的にさまざまなスポーツに親しむことができるよう、地域との連携を推進し、スポーツ環境の充実を図ります。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
スポーツ機会の充実	スポーツに関心を持ってもらい、親しむためのきっかけづくりと、活動を継続するために、大会、教室の充実に努めます。また、水泳・陸上・スケート教室等を開催し、具体的技術の習得、スポーツの普及を図ります。	生涯学習課	現状維持

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
社会体育施設の充実	スポーツを通したまちづくりを進めるために、学校開放、施設の改善整備、自然活用型スポーツレクリエーション施設およびその他社会体育施設の整備充実を図ります。また、施設の整備に伴い、友好都市の枚方市をはじめ近隣市町とのスポーツ交流や、スポーツ合宿による選手などとの交流により、スポーツへの意識高揚と競技人口の底辺拡大を図ります。	生涯学習課	現状維持
別海町中学校駅伝競走大会への支援・協力	中学校体育連盟が主催となり、町内中学校のスポーツ交流と競技力の向上を目的に開催している事業です。	生涯学習課	現状維持
コンビニスポーツ教室の充実	体育の授業等に、専門講師により専門知識を積極的に導入し、教員への指導方法を伝授しながら、児童へもスポーツへの関心を高めます。	生涯学習課	現状維持
少年団活動の支援	スポーツ少年団加盟団体の競技力向上・育成のため、補助金を交付するとともに、支援・助言・情報提供を行います。	生涯学習課	現状維持

◎ 信頼される学校づくり

【施策の方向】

生涯学習社会にあって、学校の教育の推進には、家庭、地域社会との融合（連携・協力）は欠くことができません。「学校を地域に開く視点」での取り組みを基本に、地域に根ざした特色ある教育活動の進展が求められます。そのためには、教育活動推進の直接の担い手である教職員の一人ひとりの意識改革と指導力の向上を目指す研修体制、組織体制の確立が重要です。さらに、子どもに安全で豊かな学習環境の提供をするために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要です。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
学校評価の活用	「地域に開かれた学校の創造」を推進するためには、学校課題や教育内容、課題解決のための取り組み等についての地域への情報発信が大切です。さらに、課題解決に向けた取り組みの成果についても客観的な考察が必要であり、学校評価（内部・外部）を踏まえた改善を図ることが重要です。	学務課	現状維持
教職員の研修の拡充	道立教育研究所等での研修や各種研修会の充実と積極的参加を奨励するとともに、町研究科の育成、各校の自主公開研究会の推進等、教職員の資質向上に努めます。	学務課	現状維持

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
学校施設等の整備	木造危険校舎、狭い屋内運動場及び非防音校舎・講堂の増改築を長期的視点に立って計画的に推進します。教職員住宅については、耐用年数を過ぎた住宅の改築および小規模住宅、老朽住宅の解消に努めます。	学務課	現状維持
地域の素材・人材の活用	学校と地域の連携を強化するとともに、郷土の教育素材や人材の発掘と、その効果的活用を促進します。とくに人材の効果的活用を図るために、登録制度としての学校応援ボランティア制度の整備に努めます。	学務課	現状維持
A L T（外国語指導助手）の招致	外国語教育、国際教育の推進に資するため、A L T（外国語指導助手）の招致に努めます。	学務課	現状維持
危機管理の徹底	各学校の特性・実態に応じた「危機管理マニュアル」を作成し、運用するための体制整備を図り、マニュアルが有効に機能するように訓練や点検を継続的に行うとともに、教職員の役割分担の明確化や連絡体制等の整備も図り、学校安全管理の一層の充実に努めます。	学務課	現状維持

◎ 別海町立小中学校適正配置計画の推進

【施策の方向】

本町の各学校では、地域の過疎化と少子化により、児童生徒の減少が急速に進んでおり、少子化時代に適応した教育環境整備が求められています。このような現状から、常に安定した適正な規模の学校での学習活動が送られるよう、適正規模・配置について取り組みを進めていきます。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
学校での保健指導の充実 統合の推進	学校教育は、学級・学年という枠組みの中で、集団を前提として成立する制度であり、個々の能力を高めながら、集団を持つ教育力を介して社会性や協調性を育む営みでもあります。集団の持つ教育力とは、良い意味での競争心や切磋琢磨、みんなと協力してやり遂げる成就感、友人との仲違いを乗り越える経験等を通して、それぞれ発達課題を達成させることが必要です。そのためには、各学校の学習活動・集団活動・教職員の定数の観点等、総合的な見地から判断するとともに、地域の状況や特別な事情および通学距離等についても考慮しながら、地域の関係者と十分協議しながら進めます。具体的には、児童生徒数の推移を見極め、短・中・長期的展望に立った計画案を示しながら、推進に努めます。	学務課	現状維持

（７）家庭や地域の教育力の向上

◎家庭教育への支援の充実

【施策の方向】

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭および地域の連携のもとに家庭や地域における教育力を高める必要があります。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。育児不安や児童虐待の背景として、近年の核家族化、少子化、地域における地縁的つながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要です。また、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や、子育てサークル活動への支援等、地域において子育てを支援するネットワーク化を図ることが必要です。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
家庭教育の充実	家庭教育に関する学習機会や各種情報の提供、教育相談に努めます。また、異世代がともに参加できる多様な活動や交流活動の実施に努め、学校・地域の連携を強化し、子どもの豊かな情操と家庭のきずなを回復するための家庭教育の向上、充実に努めます。	生涯学習課	拡大
乳幼児母親家庭教育学級	未来に向かってたくましく生きぬく子どもを育てるために、母親としての知識や育児の要領を身につけることを目的として開催します。	公民館	現状維持
家庭教育学級	次世代を担うたくましい子どもを育てるために、親自身が家庭教育に関する知識を身につけながら実生活に役立て、より良い家庭を創造します。	中央公民館	現状維持
親子ふれあい事業	「親子フェスタ（乳幼児と母親）」や小学生と保護者を対象としたもの作り教室において、体験を通じて親子のふれあい促進を図ります。	中央公民館	現状維持

◎地域の教育力の向上

【施策の方向】

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決する力や、他人を思いやる心、感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭、および地域が相互に連携しつつ、社会全体で育てていくことが必要です。このため、地域住民や関係機関等の協力によって、豊かな自然環境等の地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進および学校施設の地域開放、地域総合スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもたちの多様なスポーツニーズに応えるスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させることが必要です。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
子ども会育成者の支援	町内子ども会活動の健全育成を図るため、地域子ども会の要望に応じて指導者の派遣を行い、また、育成者の相互交流を深めて資質向上を図ります。	生涯学習課	現状維持
三世代交流活動	社会構造や環境の変化により、住民は地域社会への帰属意識の希薄化が進み、近隣住民間の交流不足が進んでいることや、核家族化により教育資源である「生きる力」の伝達等のコミュニケーション不足を解消するために、世代間の交流の推進に努めます。	教育委員会 各小中学校	現状維持
総合型地域スポーツクラブの育成推進	生涯スポーツ社会の実現を図るため、子どもから高齢者まで誰もが年齢・興味・関心・技術・技能レベルに応じて、いつでも参加できる総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民による自主的・主体的なスポーツクラブの組織化及び定着化を推進します。	生涯学習課	現状維持

（８）ひとり親家庭等の自立支援の推進

【施策の方向】

離婚の増加等によりひとり親家庭等が急増している中で、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
医療費の助成	医療費のうち保険診療の自己負担額を助成する医療費支給制度で、母子家庭の母や父子家庭の父の健康維持と、児童の健全な育成を支援します。	町民課	現状維持
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため、児童扶養手当を支給します。	福祉課	現状維持
母子・父子家庭への相談体制の充実	児童館や子育て支援センターなどで、保護者同士が育児について自由に話し合いができる場をつくり、悩み相談、子育てに対する情報提供などの相談指導体制の充実に努めます。	福祉課	現状維持
災害遺児見舞金の配布	両親または片親を災害で亡くした１８歳未満の子どもに対し、歳末助け合い義援金の配分として実施しています。	社会福祉協議会	現状維持

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
災害遺児援護金給付事業	18歳未満の児童で災害（自然、交通及び労働などにより生じた事故）により父又は母が死亡又は廃疾となったものに対し、災害遺児1人につき年額10,000円を給付することにより、福祉の増進を図ります。	福祉課	現状維持

（９）小児医療の充実

【施策の方向】

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが必要です。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
乳幼児医療費の助成	乳幼児の医療費のうち、保険診療の自己負担額を助成する医療費支給制度で、乳幼児期における疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健やかな成長を図ります。	町民課	拡大
小児科医師の確保 （重点）	近年、小児科医師が減っている中で、別海町では小児科医師が常勤体制を取っていることから、今後もこの体制の維持に努めます。	病院	現状維持

３ 子育ての生活環境の整備

【施策展開の基本方針】

子どもからお年寄り、障害をもつ方、子ども連れの方、全ての人にとって安全で快適であるよう配慮して、道路や施設の整備・充実をさらに推進するとともに、子どもが安心して伸び伸び成長できるよう、子育て家庭がゆとりをもった日常生活を営めるよう支援します。

また、次代を担う子どもの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立ってまちづくりを見直すとともに、地域の人々と行政、関係機関が一体となって、犯罪や交通事故の防止に取り組めます。

（１）良質な居住環境の確保

【施策の方向】

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取り組みを推進することが必要です。また、持ち家または借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めることが望まれます。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
快適な住宅・宅地の整備	自然と調和した良好な住環境の形成を図るとともに、計画的な町営住宅の建設や、子育て家庭のニーズに対応できる良質な宅地の供給など、総合的な住宅施策の推進に努めます。	管理課	現状維持

（２）安心・安全な道路交通環境の整備

【施策の方向】

子ども、子ども連れの親等が、安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、歩道の整備を推進します。また、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
道路の整備	未舗装部分の解消など、道路の体系的な整備を図り、快適な環境づくりに配慮し、潤いのある安全で機能的な道路づくりを推進します。	事業課	現状維持

（３）子どもの安全を確保するための活動の推進

◎ 交通安全教育の推進

【施策の方向】

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園等学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが望まれます。子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
交通安全啓発事業	交通ルールを守ることの大切さを理解できるよう、保育園、幼稚園の園児および小中学校の児童・生徒を対象に、学校・教育委員会・警察等と連携を図り、交通安全教室の開催や交通指導員による街頭指導を行い、交通事故防止に努めます。	防災交通課 教育委員会	現状維持
チャイルドシートの貸し出し事業	別海町に居住している方で一時的に使用される方に、チャイルドシートの無料貸し出しを実施しています。正しいチャイルドシートの着用の徹底を図るため、交通安全運動期間中には広報等により呼びかけを行っています。	防災交通課	現状維持

（４）子どもを犯罪等から守るための活動の推進

【施策の方向】

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施し、学校付近や通学路においてＰＴＡ等の学校関係者や関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進する必要があります。また、子どもが犯罪等に遭ったときの研究避難場所である「子ども 110 番の家」等の、防犯ボランティア活動の支援が必要です。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
不審者情報ネットワーク	根室管内における不審者の情報をＥメール等により連絡し合うことで、被害を防ぐことを目的とします。	教育委員会 関係各機関	現状維持

（５）被害に遭った子どもの保護の推進

【施策の方向】

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細やかな支援を実施することが必要です。

４ 職業生活と家庭生活の両立の推進

【施策展開の基本方針】

女性も男性も、ともに子育ての責任を担い、仕事と子育てを両立させながら働くことができるよう、職場環境の改善を促進するとともに、女性も男性も意識を変革し、従来までの働き方や家庭内の役割分担が見直せるよう意識の啓発に努めます。

（１）多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等

【施策の方向】

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要です。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進することが必要です。

また、男子の家事、育児への参加や夕方の明るい時間帯に家族のふれあいの時間を増やすことが期待されています。

事業名称	事業内容	担当課	今後の取組
男女共同参画の推進	男女がそれぞれの個性や能力を発揮して、家庭・地域・職場などあらゆる場所で共に参画し、責任を担い合っていく「男女共同参画社会」の実現を目指し、広報、啓発に努めます。	各関連機関	現状維持
父親の子育て参加の促進	父親が子育てに関心をもち、家族全体で協力し子どもを生み育てていくために男性の子育て参加を推進します	福祉課	拡大

（２）仕事と子育ての両立の推進

【施策の方向】

保育サービスの充実を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進することが必要です。

8 「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について

【行動計画の位置づけ】

国は、保護者の就労などによる「小1の壁」と言われている課題解決を目的に、就学後の放課後等の、安全・安心な子どもの居場所づくり整備促進のために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定し、それに基づく行動計画の策定が各自治体に求められているところです。

このことから、本町では本記載内容を「別海町放課後子ども総合プラン行動計画」として本計画に位置づけするものです。

【施策展開の基本方針】

本町では、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりのために、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とあわせて、放課後子供教室を推進します。

なお、施策の推進にあたっては、本町の特色である活発なスポーツ少年団活動などの放課後活動の状況把握に努めるとともに、地域の要望を踏まえながら進めます。

また、子どもの居場所づくりには、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっていることから今後、関係者による運営委員会の設置を含め、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図り、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、又は連携して実施することなどを含め、計画的に取り組みます。

（1）放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

【施策の方向】

現在、中央児童館・西児童館の2か所に開設していますが、新たに児童クラブを開設する場合は、ニーズが見込まれる小学校区において、整備を検討します。

（2）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量（平成31年度まで）

【施策の方向】

新たに児童クラブや放課後子供教室を開設する場合は、一体型も視野に入れた実施を検討します。

（3）放課後子供教室の整備計画（平成31年度まで）

【施策の方向】

放課後、スポーツ少年団で活動する子どもも多いことから、子どもたちの放課後活動状況を調査し、学校若しくは近隣の公共施設等の活用を視野に入れ、放課後児童クラブと連携しながら必要な学校区において実施を検討します。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的又は連携による実施に関する具体的な方策

【施策の方向】

放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携型で実施する場合は、プログラムの企画段階から、両者が連携し検討します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

【施策の方向】

各小学校における将来を見通した空き教室及び余裕教室の状況を十分把握し、福祉部及び教育委員会、学校、地域等と協議の場を設けて可能な範囲で使用計画を策定します。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

【施策の方向】

放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化します。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

【施策の方向】

町内のニーズの把握に努め、状況に応じて検討を進めます。

放課後子供教室

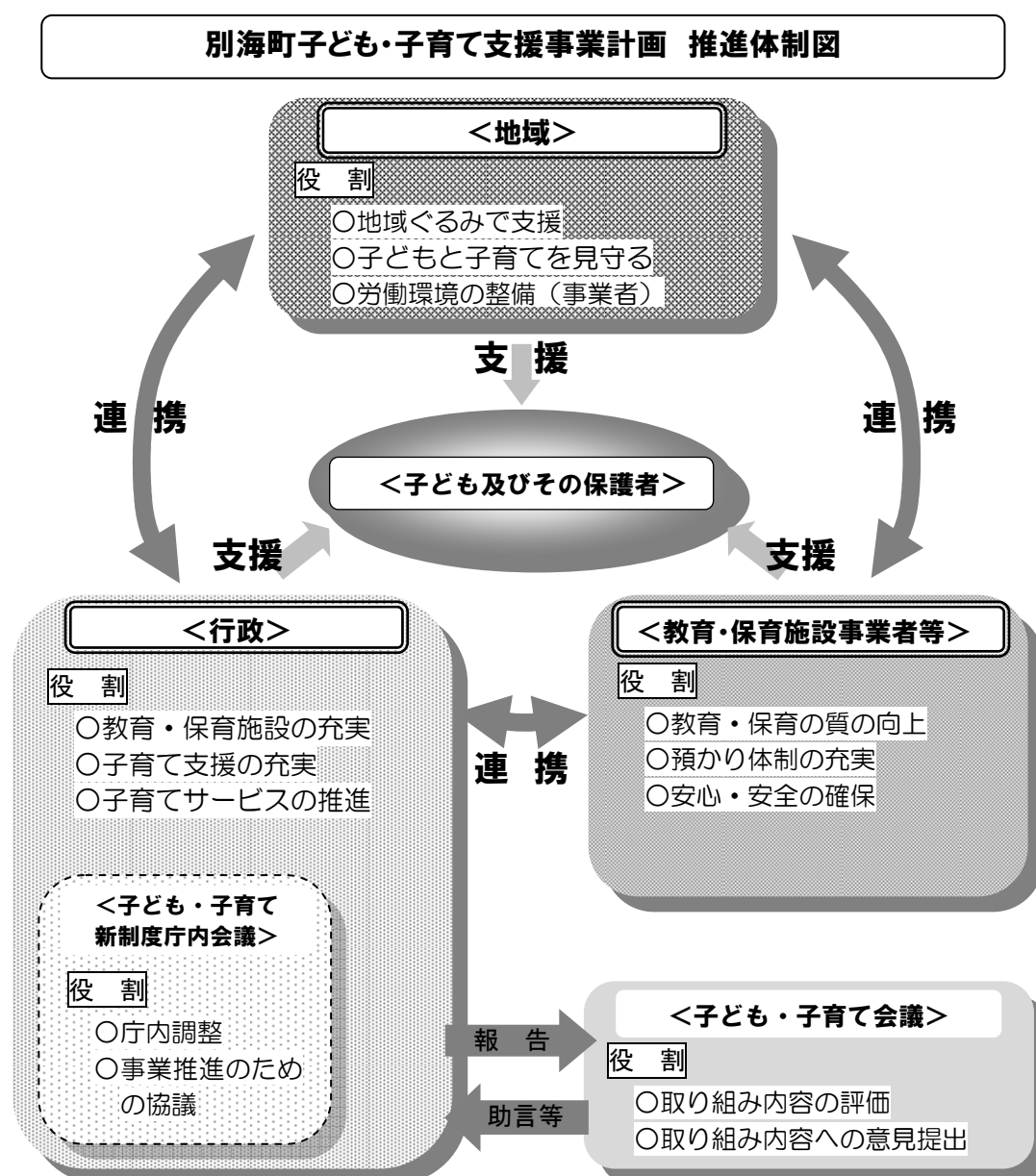
地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するものです。



第9章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

本町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全町をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

道は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、町に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、町等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めるとされています。

本町は、子ども・子育て支援法に基づき「別海町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたる、さまざまな部局と連携を図りつつ、全町的に施策を推進するよう努めます。

また、児童相談所や保健所、教育機関、警察、商工団体、ボランティア団体など関係機関との連携も強化し、総合的な取り組みを図ります。条例で定める子ども・子育て支援の推進については、道と緊密な連携を図り、推進していきます。

①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

②家庭の役割

- 保護者は子育てについての第一義的責任を有する

③学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

④地域の役割

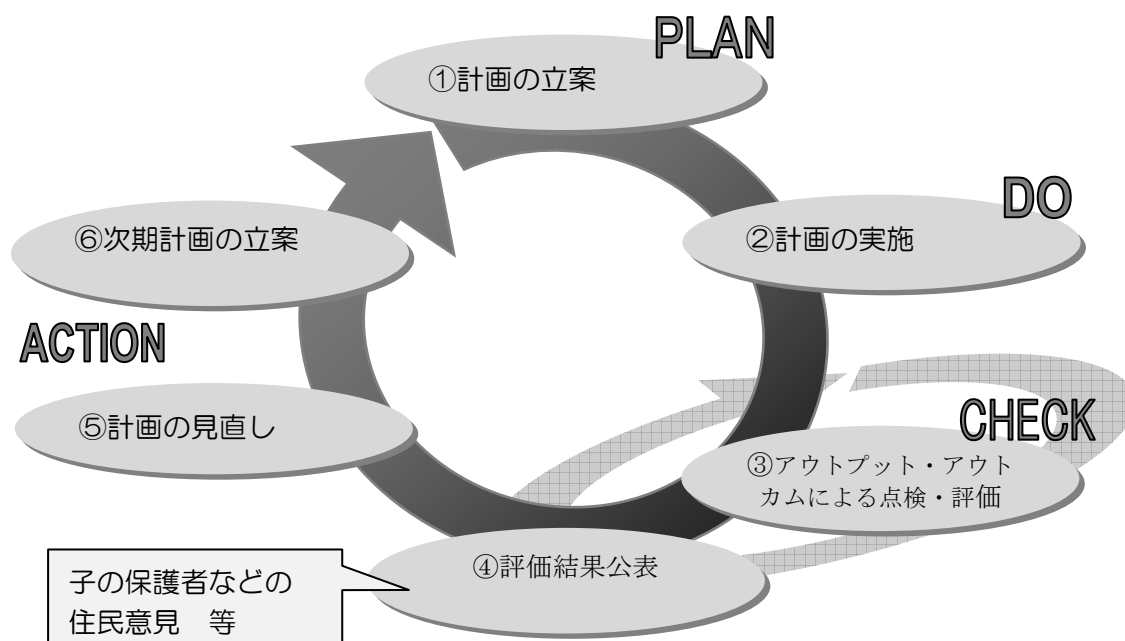
子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、またボランティア団体と一層の連携を強化し、町内の企業・事業所等との連携も図りながら地域の子育て支援を進めます。

- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役
- 労働環境の整備（事業所）

3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

○計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、別海町子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。

○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

○計画年度の間年（平成29年）を目処に、ニーズ状況を確認した上で、需給調整を図ることとします。

資 料 編

資料 1 計画策定の経緯

資料 2 計画策定組織について

資料 3 用語解説

資料1 計画策定の経緯

月 日	主な検討事項等
平成25年9月1日	○別海町子ども・子育て会議設置要綱
平成25年9月30日	○平成25年度第1回別海町子ども・子育て会議 【議事】 (1)子ども・子育て支援新制度の概要について (2)子ども・子育て関連3法について (3)子ども・子育てニーズ調査について
平成25年10月30日 ～11月13日	○別海町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査実施
平成25年12月13日	○別海町子ども・子育て会議条例 施行 【議事】 ・別海町子ども・子育て会議条例
平成26年2月21日	○平成25年度第2回別海町子ども・子育て会議 【議事】 (1)子ども・子育て支援ニーズ調査票」の回収状況等について (2)「保育の必要性の認定基準」について (3)その他
平成26年5月12日	○平成26年度第1回別海町子ども・子育て会議 【議事】 (1)子ども・子育て支援新制度について (2)子ども・子育て事業計画構成案イメージについて (3)子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール案について (4)「量の見込み」の算出と確保について (5)条例に定める子ども・子育て関連3法に基づく内閣府令案の概要について (6)利用者負担の現状と方向性について (7)現へき地保育園、私立幼稚園の給食提供方法について (8)へき地保育園の制度移行について
平成26年5月28日	○平成26年度第2回別海町子ども・子育て会議 【議事】 (1)「地域子ども・子育て支援事業(13事業)」の事業選択について (2)へき地保育園の制度移行について
平成26年6月24日	○平成26年度第3回別海町子ども・子育て会議 【議題】 (1)町立保育園利用者説明会の報告 (2)「地域子ども・子育て支援事業」の実施事業確認について (3)「町立へき地保育園」の新制度移行について (4)市町村が制定すべき条例(案)について (5)公定価格の仮単価と仕組みについて (6)利用者負担の現状と方向性(新利用額)について (7)町立保育園の今後のあり方について
平成26年7月8日	○平成26年度第4回別海町子ども・子育て会議 【議題】 (1)町立保育園利用者説明会の報告 (2)「町立へき地保育園」の新制度体制の確認について (3)「町立幼稚園・保育園」の平成25年度決算状況について (4)市町村が制定すべき条例(案)の確認について (5)利用者負担(案)について (6)その他

月 日	主な検討事項等
平成26年8月7日	○平成26年度第5回別海町子ども・子育て会議 【議題】 (1)別海町保育園運営委員会の状況報告 (2)「町立へき地保育園」の新制度移行体制の変更について (3)「保育園保育料基準額」の再考について (4)「子ども・子育て支援事業計画」の状況について (5)その他
平成26年9月30日	○平成26年度第6回別海町子ども・子育て会議 【議題】 (1)別海町議会9月定例会の状況報告 (2)新制度移行体制にかかる福祉課、学務課の協議経過について (3)子ども・子育て支援新制度にかかる「量の見込み」の算出と確保について (4)その他
平成26年10月29日	○平成26年度第7回別海町子ども・子育て会議 【議題】 (1)地域子ども・子育て支援事業について (2)その他
平成26年12月2日	○平成26年度第8回別海町子ども・子育て会議 【議題】 (1)1号・2号・3号認定保育利用料(案)について (2)13事業の精査と報告 (3)「子ども・子育て新支援計画(案)」について (4)その他
平成27年1月14日	○平成26年度第9回別海町子ども・子育て会議 【議事】 (1)子ども・子育て支援事業計画(素案・案)について (2)その他
平成27年3月下旬	○平成26年度第10回別海町子ども・子育て会議 【議事】 (1)子ども・子育て支援事業計画の報告について (2)へき地保育園の対応について (3)その他

資料2 計画策定組織について

子ども・子育て会議委員一覧（平成25～26年度）

	委員氏名	所属等
会長	加藤泰和	別海町幼児教育研究協議会 会長 （くるみ幼稚園園長）
副会長	上石一行	児童館館長
委員	尾上千津子	民生委員児童委員協議会 主任児童委員
〃	小西美紀子	別海町保育園運営委員会 委員
〃	昆野和枝	別海町保育園運営委員会 委員
〃	伊藤武史	愛光幼稚園父母の会 代表
〃	村上育子	豊原へき地保育園 園長
〃	藤沢奈穂美	別海保育園保護者 代表
〃	山本瑞穂	野付幼稚園保護者 代表
〃	下地 哲	教育委員会 次長
〃	佐々木栄典	教育委員会 学務課長
〃	門脇芳則	福祉部 保健センター長

※順不同、敬称省略

資料3 用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。 (認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)

6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第 7 条)
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。(法第 11 条)
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給にかかわる施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第 27 条)
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第 7 条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。(法第 11 条)
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給にかかわる事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第 29、43 条)
12	小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。(法第 7 条)
13	家庭的保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第 7 条)
14	居宅訪問型保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第 7 条)
15	事業所内保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第 7 条)

16	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。 (法第 19 条) 【参考】認定区分 ・ 1 号認定子ども：満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・ 2 号認定子ども：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3 号認定子ども：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1 号認定子ども、2 号認定子ども、3 号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第 31 条) ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。
18	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第 59 条)
19	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「二 ーズ量の見込み」を推計すること。
20	教育・保育	6 歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育することをいう。
21	家庭類型	お子さんの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
22	保育（ほいく）	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。基本的に、乳幼児（つまり乳児および幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。
23	乳幼児（にゅうようじ）	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後 0 日から満 1 歳未満までの子をいい、幼児は、満 1 歳から小学校就学までの子どものことをいう。

24	幼稚園	3～6歳までの幼児を対象とした学校の一種。
25	保育所	0（産後 57 日目）～18歳までの児童を対象とした託児所です。（0～6歳までが多い） ※労働基準法による産後休暇：産後 8 週間＝56 日 保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育園と幼稚園は同じ目標を持つ。
26	コンシェルジュ	フランス語でコンシェルジュは本来「集合住宅（アパートマン）の管理人」という程度の意しか持たない単語である。 そこから解釈を広げ、ホテルの宿泊客のあらゆる要望、案内に対応する「総合世話係」というような職務を担う人の職名として使われている。
27	放課後子供教室	地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するもの。



別海町

別海町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 別海町

編集 別海町福祉部福祉課

〒086-0205 住所 別海町別海常盤町280番地

TEL 0153-75-2111 FAX 0153-75-2773

ホームページ <http://betsukai.jp>